

平成26年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年12月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年12月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成26年12月8日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日は 3 点、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1 点目に、公民館等のバリアフリー化の取り組みについて、お伺いをいたします。

日ごろ、地域を回る中で、町民の皆さんからさまざまな御相談や御要望をいただきます。今回質問をいたしますこの課題につきましても、その一つでございます。具体的な内容に入ります前に 1 点だけ、提案という形でお話しをさせていただきたいと思います。実は今回相談をいただいた方が、私に相談をする直前に、その方の地域で、現在、チーム佐川推進課が行っておりますチクコンが開催をされたそうであります。

その方は、今回私に寄せていただいた相談の内容を、町の役場の方にも知ってもらいたいという思いで、そのチクコンに参加をし、話をしかけたそうですけども「後日、役場のほうに相談に来てください」と言われて、話を聞いてもらえなかったというふうに、残念そうに言われておりました。

その相談者の方は、高齢者の方でありますので、聞いた瞬間、「それはないだろう」というのが率直な私の感想というか、思いでした。こういった話は、ほかの地区からも聞いておりまして、この点については、少し配慮が要るのではないかというふうに思っております。

このチクコンというのは、これからのまちづくりへ向けての前向きな意見を寄せてくださいという基本的なスタンスで行っているんじゃないかなあというふうに思いますが、懇談会と銘打っている以上は、アイデアだけではなくて、その地域の課題となっていることや困っていること、そうすることにも耳を傾ける必要があるんじゃないかなあ。その課題の中から、また一つ、まちづくりの有意義な

施策というのもできる場合もあるというふうに思います。

チーム佐川推進課が考えながら行っているこのチクコンの、例えば、性格上そういった要望、相談というのを、その会の中で受けるというのがそぐわないということでありますとか、時間的な問題で無理であるということであれば、例えば、いったんその会を閉めた後に、個別にお聞きをするか、後日その方のところに相談内容を聞きに行くか、そういう丁寧さは必要じゃないかなあと思います。

そういった姿勢を役場側が見せることによって、堀見町長が目指しているチーム佐川というものが、本当の意味で町民の方に浸透していくのではないかなあというふうに思いますので、ぜひ、今後、チクコンを開催される際には、こういった点にも配慮していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、ある地域の方から、公民館にスロープと手すりをつけてもらうことはできないでしょうかという相談をいただきました。その方の地域の公民館というのは、町指定の避難所、第1次の緊急避難所になっているということでした、そういった点からも、ぜひお願いをしたいというお話でありました。

また、この公民館では、百歳体操も行われておりまして、相談者の方も地域の方と一緒に、いつも行っておられます。私もその方から呼んでいただいて、相談を受けたその日は、一緒に百歳体操にも参加をさせていただいて、その後、皆さんとお弁当を食べながら、いろんなお話もお聞きをしたところであります。

実は、そのスロープをつけてもらいたいという要望の理由の一つに、この百歳体操がありまして、この百歳体操にいつも参加をしておられた方が、最近、足を悪くされて、参加がしにくくなったということでした。この公民館の入り口は少し非常に高くて、高齢者の方が階段を上がるには、少し苦勞するだろうなあと。まして足が悪いとなると、なかなかこれは大変だというに私も感じました。

また、公民館自体も、道路から少し高いところにありまして、その坂にも手すりはついておりませんので、高齢者の方には少し厳しい場所にあるなというふうに思いました。

ただ、現在の本町のルールからいえば、自治会で管理をしている公民館については、その自治会が建設や修繕を行い、そのかかった金額について、何分の何という形で町が補助を出すということにな

っております。ですから、そういった点から見れば、自治会で修繕という形で行ってもらえますかということになろうかと思います。ただ、お話を聞く中で、これは町側で対応するべきではないかというふうに私自身判断をしましたので、すぐに担当課にその話をお伝えをして、要望をさせていただきました。

そう判断した理由は3点あります。1点は、町が指定をしている避難所という点であります。災害が発生した場合、特に高齢者の方は、身近な避難所、つまりその地域であれば公民館に避難せざるを得ません。そういった意味からも、公民館のバリアフリーというのは必要な取り組みだと思えます。

2点目は、百歳体操の拠点となっているという点であります。本町では、介護予防の取り組みとして、積極的に各地域で取り組まれております。その観点からも、その拠点となっている公民館の環境整備というのは必要だというふうに思えます。

そして3点目は、こういったことは、この地域の公民館や自治会に限ったことではなくて、高齢化が進む本町そして障害者のおられるそういった中で安心して皆さんが暮らせるまちづくりに向けて、どの地域も抱えた課題であり、大事な取り組みであるという点であります。

特に、この3点の中で、1点目の町の指定避難所になっているということが重要な部分だと思っております。今回、相談をいただいた方が心配されていたことの一つに、その足を悪くされて車いすを使われている方が、今の公民館のままだと、災害が起きたとき避難をしてきても、公民館に上がれないんじゃないかという心配でありました。

実は、こういったことがあの東日本大震災におきまして、実際に起こっております。東日本大震災において、高齢者の方、また障害者の方など、いわゆる要援護者と呼ばれる方たちが災害時に避難所へ行っても、ほかの避難者に迷惑がかかるんじゃないか、また避難所がバリアフリー化されていないということなどから、避難所に行くことをあきらめた人が、実は多くいたということが起きております。

こういったことを受けて、今年の6月21日に、災害対策基本法等の一部を改正する法律というものが国によって公布をされました。この中で「市町村長は、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする」

ということで、法的に国が示しております。

また、その法改正を受ける形で、昨年８月には「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」というものが内閣府より出されております。その中でも、指定避難所となる施設の整備について、平常時より避難所として指定する施設をバリアフリー化等をしておくことが望ましいということが示されております。

こういった点から見ましても、町がしております指定避難所となっている公民館のバリアフリー化というのは、東日本大震災を教訓として、自治体の責任で行うことが、国からも強く示されております。また、こういった対策へ支援として、昨年度また今年度と、国は、防災・安全交付金等、補助金等など予算化もしております。ぜひ、指定避難所となっているこの公民館のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思います。

以上を踏まえまして、担当課長のお考えをお伺いをいたします。
総務課長（横山覚君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。

近年、地域社会における住民同士の連帯感、これが希薄になりつつあると言われる中で、自治会等を主体といたしました学習活動、それから文化活動、健康づくり活動などに地域住民が積極的に参加することの重要性が指摘をされておりますが、こうした活動の拠点になる集会所におきましては、手すりのない階段、それから高い段差、それから和式のトイレなどの弊害によりまして、お年寄り、それから体に障害のある方の参加を阻害をしている面があるということ、町としても認識をいたしております。

また、佐川町地域防災計画にございましては、町内にあります集会所のうち 77 カ所を緊急避難場所に指定をしております。これは、いざというときに、一時的に地域住民が集まり、お互いの安否や被害状況の確認、それからその後の対応策を相談する場として集会所が機能することを期待したものでございます。

このため、避難場所に指定された集会所におきましては、住民が集まりやすく、バリアの少ない施設であることが防災上も重要であるというふうに認識をしております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

防災上必要であるという認識をしているということですが、今、私が提案しましたこのバリアフリー化、町が行うということ、や

るのかやらないのかということは、今、お答えには、あえて言わなかったのかわかりませんが、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

バリアフリー化について、公民館のバリアフリー化、町が主体的に行っていくかという御質問ですけれども、町が前向きに行っていくという前提で検討をしていきたいと思っております。

昨年就任してから、公民館のバリアフリー化、トイレの問題、あと耐震性の問題等々、地域の拠点となる公民館については、行政としてどういうふうに取り組んでいくのかということは、今年度当初から総務課とは話をしておりました。なかなか一遍にすぐという取り組みはできませんけれども、町としての姿勢としては、公民館を指定避難所としてしっかりと使えるように整備をしていこうと。町が前向きに取り組んでいこうと。その取り組みに関して検討を進めていこうという姿勢には変わりありませんので、御理解をいただければと思います。

あと、質問の内容とは違うんですが、地区懇談会のことについて触れられましたので、一言御説明をさせていただきます。

全ての地区懇談会において、町の 10 個の施策のほかに、何か地区、地区の要望がありましたら、最後に要望として御意見をいただければという姿勢では、全ての会で臨んでおります。時間がなかったり、少し要望を遮ったりして配慮が足りなかった部分があったかもしれません。それに関しては、次回から配慮してやっていきたいなと思っております。

また地区懇談会といいますと、住民の皆さんから意見や要望をいただいてという形っていうその捉え方、そういう概念があるのかもしれませんけれども、今回執行部が行った地区懇談会に関しては、片仮名で見慣れないですけれども、チクコンっていう表現もしたりして、これまでの地区懇談会とは少し違う形で、和気あいあいと皆さんの意見、アイデアも聞きながら、すばらしい佐川町の未来をつくっていきましょうという意味合いでの懇談会という形で開催しておりましたので、そのあたりがこれまでの取り組みと少し違って、何か、こうじっくりこないという部分があったかもしれませんけれども、執

行部としては、そういう形で今後も取り組みを続けていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。チクコンについては、通告をして質問にしているわけではありませんので、もし聞くとすればまたじっくり聞かせていただきますので、これについては私のほうからは質問はしません。

この避難所のバリアフリーについては、前向きということで、具体的な言葉をあえて避けているように、御理解くださいということですので、いいほうに理解をしてやってくれるというふうに理解をしたいと思いますが、この国の方針を受けて、だと思いますが、高知県も 10 月 31 日に、これ担当課のほうはもう御存じと思いますが、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」というものを、これホームページでも公表しておりますが、その、県が出しておりますその手引きのマニュアルを、またあえてどうつくるかというその具体的な避難所運営の開設という、県が 10 月 31 日に出した中に、こういうところがあるんですね。

避難所となる施設について、市町村は耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないよう整備することが望ましい、と。また、生活面に配慮し、平時からバリアフリー化しておくことが望ましい、と。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討する、と。

その避難所の施設整備のポイントとして、市町村は、バリアフリー化されていない施設について、以下のような設備の整備に務めるということで、障害者用トイレ、また建物入り口へのスロープ等、段差解消のための設備ということで、県もこういう形で出しております。

それから、全国の自治体の中には、この地域防災計画の中で、避難所等の事前対策ということで、避難所を、いざ災害が起きたときに、避難されて来た方がほんとに使いやすいように、事前にこういうことを準備しておいてくださいよということを、防災計画でうたっている自治体もございます。ある自治体では、その計画の目的の一つとして、避難所のバリアフリー化ということで、この 3 月にで

きたこの本町の防災計画を、僕が見る限りは、そういう部分が、事前の避難所をどう準備するのかと、整備を、環境をどう整備するのかという項目がないように見えましたんで、ここは防災計画の部分を見直すのか、さっき言いました避難所の運営マニュアルというものでフォローしていくのか、そこは少し検討していただいたらなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

完全な、全て、中に手すりもつけて、トイレも完備してということになると、相当かかると思うんですけども、今、要望いただいているのは、まずはその公民館の中へ、やっぱり避難できるように、スロープと手すりという部分であれば、そんなに金額もかかるものではないと思いますので、町長がよく言われることは、判断基準の全ては、要は町民の幸せにつながるかどうかということ町長もよく言われておりますので、その判断で、信じてくださいというようなことを先ほど言われましたので、判断を、ぜひやる方向で、相談された方は本当にまじめに、毎週毎週百歳体操をとって、自分が高齢者であるにもかかわらず、もう一方の高齢者の方のことを心配をされているという現状でありますので、ぜひ1日も早く実施をしていただきますようお願いをしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目の、土曜教育の充実についてお伺いをいたします。

文部科学省では、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、平成25年11月に、学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることを、より明確化しました。また、あわせて、子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業の協力を得て、土曜日の教育活動推進プロジェクトというものを進めております。

この土曜日の教育活動推進プロジェクトは、一つには、質の高い土曜授業の実施のための学校に対する支援策や、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験学習など、さまざまな活動の促進のための支援策、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業というものであります。

この2つ目の事業は、体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持った土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図るというもの

であります。

文科省の調査によりますと、平成 24 年度、既に土曜授業を実施した公立学校は、小学校が 1,801 校で 8.8%、中学校が 966 校で 9.9%、高校が 142 校で 3.8%、計 2,909 校 8.6%というものでありましたが、本年度、土曜授業を実施した公立小中高を合わせて 5,573 校 16.3%となっておりまして、文科省のこの 2012 年度、平成 24 年度の調査から 2,909 校増えており、8.6%とほぼ倍増しております。土曜授業を行う公立学校が大幅に増加した理由としては、文科省が昨年 11 月の省令改正により、それまでは特別の事情がない限り認めていなかった土曜授業を、教育委員会の判断により可能としたため、脱ゆとり教育の新学習指導要領で、およそ 1 割増加した学習内容を実施をするため、授業時間の確保を進めている学校が多くなったとしております。

ここで、土曜教育に取り組んでおります自治体の例を二つ、紹介をしたいと思います。

大分県豊後高田市の「学びの 21 世紀塾」事業では、土曜日に地域住民が講師として小中学生などを教え、教員もボランティアとして手伝うなど、地域一帯となって子供たちの活動を支援するモデル的な取り組みとなっております。県内の学力テストが 23 市町村で、かつてはワースト 2 位であったものが、現在は 8 年連続で 1 位になっているということだけではなくて、なおかつスポーツの分野においても、野球やバレーボールが全国大会に出場するなどの実績を上げているということでもあります。この豊後高田市には、今非常に多くの視察が訪れているということもお聞きをしております。

また、さいたま市における「さいたま土曜チャレンジスクール」は、土曜日等に希望する児童・生徒の自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的とし、平成 21 年度に、モデル校 12 校、小学校 10 校、中学校 2 校でありましたが、そこからスタートして、現在では全ての市立小中学校で実施をしているということでもあります。

このチャレンジスクールの運営は、各学校単位で実行委員会を組織し、実行委員会が中心となって行っておりまして、実行委員会は、運営全般に当たる教室コーディネーター、見守りを中心に行う安全管理員、学習を支援する学習アドバイザーで構成され、教員 O B や教職を目指す学生、地域の方の御協力をいただきながら、チャレン

ジスクールの運営を進めているということでもあります。

以上、述べましたように、この土曜教育は、地域の特性を生かして、また子供たちにさまざまな経験や学習の機会を持たせるということでもあります。現在、本町においても土曜授業に取り組み始めたということをお聞きをしております。現在は、1学期に1日の範囲だというふうにもお聞きをしましたが、今後さらに充実をさせて、土曜授業の回数を拡充をさせていただければと思います。

例えば、先ほど紹介をしました豊後高田市の土曜授業「学びの21世紀塾」では、13年前より始まっておりまして、毎月第1、第3、第5土曜日の午前中に、公共施設また各学校で実施をしております。まず、これらを踏まえまして、この「土曜授業推進事業」、また「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」等の今後のあり方、また進め方について、まず、教育委員会としてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

松浦議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、現在、佐川町で学期に1回、土曜授業を取り入れておるんですが、その取り入れた背景、理由からまず御説明をさせていただきます。

平成14年度から、御案内のとおり学校週5日制が完全実施されて、授業日数の減少に対応して、年間の標準授業時数が小中学校ともに70時間程度減少しました。しかし、その後学習指導要領が改正されて、年間の標準授業時数が、小学校では、平成23年度から35時間増、中学校でも平成24年度から35時間増となりました。

こういう学校週5日制のまま標準授業時数が増えたということで、各校においては、さまざまな行事の見直しでありますとか、そういうことを通じて授業時数の確保に努めておりましたが、本県におきましては台風などの自然災害による休校、あるいはインフルエンザによる学級閉鎖などのため、授業時数の確保に大変苦慮している現状があったため、授業時数を確保するという観点から、本年度試行的に学期に1回、土曜授業を実施しております。

それで、実際どういった内容で土曜授業をやっておるかということですが、基本的には、各校の特色や実態に応じて効果的に活用するとの方針のもと、各校の自主性に委ねております。具体

的な授業内容としましては、学校によっては通常の授業であったり、定期テスト、参観日、親子行事、救急法の講習会、あるいは先般開催されました佐川町人権フェスティバルへの参加など、多岐にわたっております。

今後の基本的な考え方ですが、これを本年度導入する際に、各校、校長会等で検討した際には、ほんとはもっと、余計土曜日に授業をやりたかったという思いで検討に入ったんですが、残念ながら、中学生が、今、土曜日にたくさんのスポーツ関係の大会がございます。5月、6月、それから秋の9月、10月、もうほぼ土曜日は全て、そういった大会で埋め尽くされておりました、佐川町の場合は、佐川中学校を中心に、結構部活動が盛んであります。そういったことがあって、回数の確保が困難であったため、なんとかスタートをしようということで、学期に1回ということでスタートしたものでございます。

それで、来年度以降のことでございますが、まだ今現在検討しておりますが、基本的には、そういった土曜日のさまざまなスポーツ活動が、今後一定整理されない限りは、なかなか、小中学校、小学校はそういうのはないわけなんです、やはり、同じ子供たちですので、小中あわせてやりたいという思いでありますので、現状の学期に1回、これを基本に、今後そういったさまざまなスポーツ大会の整理、そういったものを踏まえて、今後こういった対応ができるのかを検討していきたいと考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。今の、中学校の部活ということも、当然、物理的な問題があると思いますが、先ほど紹介しましたその豊後高田市は、スポーツでも非常に成績を上げているということで、活発に活動されていると思います。ですからそこは、何とか努力をしていただいて、今後していただける部分じゃないかなと思います。

定例会の初日に、町長の行政報告の中で、26年度の全国学力・学習状況調査の結果に基づいて報告していただきました。ことしは全国平均を下回る厳しい結果になったということでありました。こういった結果をしっかりと受け止め、また、知るということは、現状の学校における教育が、しっかりと効果があらわれているかどうかということを知る意味では、大事なことだというふうに思います。

ただ、一方で、目の前のこういった結果だけにとらわれることな

く、子供たちの未来を見据えた地に足のついた本町の教育というものに取り組んでいくことが何より大事なことはないかというふうに思います。

本町は、皆さんも御存じのとおり文教のまちであります。しかし、近年は、町民の皆さんから、今の佐川町は文教のまちと言えるだろうかという声があるのも事実でありまして、その点からいっても、この文教のまちとして、佐川町独自の教育、また教育環境というものをつくりあげていかなければならないのではないかなあというふうに思っております。

これまで、先ほど教育長から学校の自主性という話も出ましたが、教育についていろんな取り組みを、何度かこの場で質問させていただく中で、先ほどのように学校側の意向を聞いてというお答えも何度かいただきました。

当然、実際に運営しているのは、学校の校長先生初め教員の方ですから、必要なことだと思いますが、ただ、佐川町は、こういった教育をしていくんだ、という文教のまちとしての教育を受けるポリシーというものは、教育委員会がしっかりと持つと。そのことが非常に大事なことだと思っております。

その基本方針をしっかりと学校側にも理解をしていただいて協力をしてもらうというのが、佐川町の教育と。文教のまちの教育というものを築き上げていくことの一つとして大事なことだというふうに思います。

先ほどから紹介をしておりますこの豊後高田市のホームページにおいて、市長は、「子供たちがこの豊後高田市を誇れるまちづくりは、それがひいては、市民の皆様が住みよいまちづくりにつながると考え、ほかの市にはない先進的な教育のまちづくりを進めてまいりました」というふうに言われております。

ここには、この豊後高田市の教育に対する町としての、市としてのポリシーがあるわけですね。ですから、完全学校、さっき教育長からお話あった、その5日制になった、それを契機に、この豊後高田市は独自に、いわゆる教育委員会というよりも、自治体の事業を一つの事業として、土曜日事業ということで独自に取り組みを始めておりまして、ですからこの学びの21世紀塾の塾頭は教育委員会でもなくて、学校の教員の方でもなくて、この豊後高田市の首長が塾頭であります。

ここにも、教育に対するこの自治体の姿勢があらわれているというふうに思います。本来は、文教のまちである本町が、こういった姿勢で、こういった取り組みをしてもおかしくないのではないかなあというふうに思います。

豊後高田市は、その時間が短くなって、授業の時間が短くなったことに対して、市として、市が経営する塾をつくって、学びの場を提供したいということで始めたようであります。

そういった意味からも、この土曜教育を、文教のまちの教育の形を示す取り組みとして、本腰を入れて、佐川町の教育の柱と捉えるぐらいの位置づけで取り組んでいただきたいと思います。

そこで、この土曜教育の中で取り組んでいただきたい取り組みの一つが、通告にも出しておりますが、子ども議会であります。この子ども議会につきましては2度提案をさせていただいて、23年の8月29日に十数年ぶりに2度目の開催をしていただきました。この子ども議会は、佐川町の教育の一環として定期的な開催を要望しておりましたが、その後開催はされておられません。

私は、この子ども議会を小中学校の生徒を対象に開催することで、子供たちが自分たちの住む町に関心を持ち、誇りを持ってくれることにつながっていくのではないかとというふうに考えております。また、社会教育としての一面も持っております。議会でどんなことを取り上げるのか、そういったことを考える中で、社会のしくみや町のことなど、多くのことを学べるというふうに思います。

今、本町で取り組んでおります保育園の耐震化、この取り組みも、実はこの子ども議会において、中学生の質問がきっかけとして始まりました。また、この子ども議会の開催は、堀見町長が掲げるチーム佐川、みんなで町をつくろうよ、とそういうことにも合うのではないかなあというふうに思います。その意味からも、ぜひこの土曜教育の一つの科目として定期的にこの子ども議会というものを、1年に1度ということでも構いませんので、検討していただきたいと思います。

また、土曜教育の科目としては、例えば、町長もよく言われておりますが、名教館で論語の授業を行うでありますとか、また本町の特色を出せる授業の一つに、そういったこともなると思いますし、そのほかにもさまざまなことが考えられると思います。本町からは、多くの偉人を輩出している、そういうことも、次の時代の子供たち

にもつなげていただきたいと思います。

また、教員のOBの方などの協力を得ながら、先ほどの豊後高田市ではないですが、例えば、佐川文教塾というような形で、学びの場をしっかりとつくるということも一つではないかと思います。

ちなみに、四万十町におきましても、実はこの学力調査の結果を受けて早速取り組みを始めているようで、この豊後高田市に、先ほど言ったような例を取り組みを検討する中で、教育長を初め教育委員会の方が視察に、もう行かれたようであります。

あそこはケーブルテレビがありますので、ケーブルテレビで今回のその学力調査等の科目の弱かった部分でありますとか、そういうものをケーブルテレビで授業を流すということにも取り組みを始めているということもお聞きをしております。

さまざま申し上げましたように、地域のいろいろな方々の協力も得ながら、この文教のまちにしかできない教育の形というものを、しっかりとつくり上げていただきたいと思います。

今後の具体的な取り組み等も含めて、以上の点について、再度、教育委員会のお考えをお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。土曜授業という前提もあるわけなんです、基本的に、先ほど御質問にございました、佐川町のことをしっかりと子供たちに知ってもらう、いわゆるふるさと教育、それは大変大事な視点でございますので、この点につきましては、本年度からも、例えば、小学校3、4年生用の社会科の副読本「佐川の暮らし」の中に、佐川の先人、そういった紹介、あるいは佐川の歴史を紹介するものを取り入れたりして、取り組みを始めております。今後とも、このふるさと教育については、基本的に土曜日に限らず平日も含めて、学校でしっかりと取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

なお、土曜議会につきましては、教育委員会だけの判断では、なかなか難しい点がございますので、その点につきましては、町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。子ども議会に関しては、興味深い取り組みだと思っております。ただ、少ない人数の中学生が参加してということになると、多くの子供たちに、その場、機会を与えると

ということに対して、少し足りない部分もあるかもしれません。先ほど、授業をケーブルテレビで発信をするというお話もありましたが、例えば、この町議会をインターネットで配信をして、子供たちが、授業の一環として佐川町の町議会がどのように行われているかということを見ながら勉強する、この町のことにに関して勉強すると。そういうことも可能じゃないかなあと思いますし、学校の授業の様子を住民の皆さんが見たいときに見れるということに取り組んでいくということも一つの方法ではないかなあと思います。

いろいろな可能性があります。情報通信の技術、インフラがどんどんどんどん整備されてますので、そのことを踏まえて、一本、佐川町としての文教のまち、佐川の教育、筋を通した上でいろいろな形を検討してみたらどうかなあというふうに思ってます。

松浦議員からも「子ども論語塾」という話ありましたが、なかなか全てに満足していただく答えは出せないと思いますが、とにかく月1回程度の頻度で、私みずから塾頭になって、子供たちと一緒に論語を学びながら、また論語以外のことも子供たちと意見を交わして、この町の子供たちの役に少しでも立てればなあと思ってます。そういうことを、少しずつ継続をしていきながら、文教のまち佐川の人づくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ、御協力をいただければと思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

その、ネットで配信するというのは、非常にいい案だと思いますが、それは議会とも関係してくると思いますので、ぜひ、局長にも進めていただければと思います。

その子ども議会につきましては、当然、登壇をする生徒さんは限られると思いますが、要は、そこへいくまでに、みんなで、いわゆるグループ討議をしながらつくり上げていくことが、ほんとそこが大事な部分でありまして、ぜひ、再度、答弁は求めませんが、この子ども議会というものを、実施に向けて、ぜひ検討していただきたいというに思います。

前は、中学生だけでしたが、小学校を中心にやっているところも数多く全国にはありますので、ぜひ、こういうことも行っていただきたいというふうに思いますので、議会を離れて、またちくちくと町長にもお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをします。

この土曜日に行ういろんなその、教育長からもお話がありました。学校側との調整も必要だと思いますが、そこはしっかりとやっぱり佐川町のこの、どこの、少なくとも県内では、どの市町村にも負けない教育というものを、やっぱり文教のまちだと言われることを、やっぱりつくっていく一つは、このあいている土曜日を利用するというのは、大きなことだと思うんですね。

学校側の先生にも協力をしていただかなければならないと思いますが、地域の方、また教員のOBの方等も協力をしていただきながら、この豊後高田市の、例えば、この21世紀塾は、中学生、小学生だけではなくて、対象は幼児も含んでおります。ですから、町として、その教育というものに力を入れていると。授業の足らない部分を、助けるということだけじゃなくて、町として、しっかりと教育という形を、体制を整えながら、その自分の町を将来背負っていく子供たちをつくり上げるという姿勢が非常にあらわれていると思いますので、これは、非常に勉強になる部分だと思いますので、ぜひ、参考に、もし気になれば、視察にも行っていただければと思います。

今後、この教育委員会の判断でできることになりましたので、子供たちの学力レベルというものが、その市町村によって差が出てくるんじゃないかということも今、言われております。

ですから、再度、この土曜教育については、いろんな形だけにとられることなく、先ほど町長が、できれば週1回なり、月1回なりという、論語とかいうお話もありましたが、それも行っていけば、非常に注目を浴びていくことじゃないかなあと思いますし、本町が再び文教のまちとして、町民の皆さんに誇っていただけるような町になりますように、ぜひ、その教育という分野で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、3点目に移ります。

これも教育委員会等で申しわけないんですが、学校保育園における熱中症対策について、お伺いをいたします。

総務省の発表によりますと、ことしの6月から9月の期間に、熱中症により救急搬送された人員は、4万48人と。高知県だけ見えますと、326人となっております、人口10万人に対しての比率で見ますと43.76%となっており、全国の中でも上位を占めております。

総務省の発表では、ことしは8月から9月にかけて、比較的涼しい日が続いた影響で、過去4年と比べると、2割減となっていると。ただ、昨年の夏は、全国各地で最高気温が更新される猛暑となり、熱中症による救急搬送された人員も過去最高となっております。

高知県におきましても 574 人が搬送され人口 10 万人に対しての人口比率が 75.09%と、全国で最多の救急搬送数となっております。押しなべてみましても、地球温暖化の影響等もあり、毎年暑い夏が続いており、熱中症に対する対策も欠かせないものとなってきております。

特に、熱中症にかかりやすいと言われております高齢者の方、子供たち、こういった方を熱中症から守る取り組みも大切だと言われております。そういった観点で、本日は学校における熱中症対策の一つとして、ミストシャワーの設置についてお伺いをいたします。

このミストシャワーは、近年、熱中症対策として効果があるということで、全国の小中学校、また幼稚園、保育園への設置が広がっているものでありまして、ショッピングモールや商業施設等でも見かけることが多くなったと言われておりますドライミストであります。

水道水を微細な霧状にして噴射をするもので、その気化熱によって周辺気温を平均して2、3度下げると言われておりまして、体育の授業や部活動、また運動場で遊んで体温が上昇した子供たちのクールダウンに効果があると言われております。

また、電気の省エネ効果も期待をされておりました、今、家庭で手軽に楽しめるキットも販売されるようになっているものであります。本体は、2,500 円から 5,000 円、6,000 円と、若干差がありますが、平均して1万円までで、それ自体は安価で入手ができると。そして設置は、水道の蛇口かホースに接続ができる屋外であれば、どこでも使用ができるというものであります。電源は、ですから必要がありませんので、電気代もかかりません。水道代も安価で抑えられると聞いておりますので、安価で設置できる一方、効果は非常に高いと。学校側の先生やそして生徒たちも非常に、設置をしているところでは好評だというに聞いております。

先ほども例として挙げましたが、四万十町におきましても、この8月、夏休み中に、設置工事が行われまして、町立の全小学校 12 校に設置をされたと聞いております。このミストシャワーから噴射さ

れた霧というものは、素早く蒸発をするため、体は濡れることがないと。最初、僕も聞いたときに「それ、濡れんかよ」ということを言うたんですが、これ濡れないということで、このミストシャワーを初体験した子供たちからは、「涼しくて気持ちがいい」というふうに変に好評であったようでありまして、また、体感温度が全く違うという学校の校長先生初め、教員の方からも好評だと聞いております。四万十町では、この効果を受けて、来年度は町立の中学校、全5校へも設置をする予定だと聞いております。

このミストシャワーは、町内の小中学校、それから保育園、本町であれば町立が2園ありますので、まずはそこから、児童・生徒への熱中症対策につながり、何より子供たちも喜んでくれるというものでありますので、来年に向けて、ぜひ導入するべきではないかというふうに考えます。

教育委員会と健康福祉課のお考えをお聞きをいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、町内の小中学校におけます熱中症の発生件数でございますが、昨年度はございませんでしたが、本年度は小学校で軽度なものが1件発生しておりまして、引き続き、適切な熱中症予防対策が求められておると考えております。

ミストシャワーにつきましては、議員御指摘のとおり、体感温度を2度から3度ほど低下させるとともに、マイナスイオンによるリラックス効果も期待できるというふうにお聞きしております。

お話もありました既にミストシャワーを設置しております四万十町教育委員会にその状況を確認しましたところ、本年度12小学校に整備されまして、総費用は72万7,000円。1校当たり6万円程度とお聞きしております。

全国的には、学校管理下の熱中症事故は増加傾向にあるとともに、生徒が死亡する事案も発生しておりますので、熱中症予防対策として、経費的にも安価で効果が期待できますミストシャワーの設置につきましては、来年度予算での対応を検討したいと考えております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私からは、保育園の対応について、御回答をさせていただきます。

町内の保育園につきましても、熱中症の予防対策、これは各園、

水分の補給であるとか体調管理、それから夏場ですので、プールとか水遊び、それから帽子なんかの首をカバーする帽子であるとか、日よけをつくったりとか、さまざま、各保育園のほうで、対策でとっておるというふうに聞いております。

それに加えて、議員御指摘のミストシャワーでございますが、先ほどからもお話ありますとおりに安価、経費的に安いということ。それから手間もそんなにかからないであろうということがあります。それで期待もできると。温度を下げるということ。ということで、現場の意見を聞く必要もありますけれども、屋外に水道の蛇口なんかも保育園もあると思いますので、来年の予算のほうでですね、対応を、まずは、町立の2園につきましては、予算のほうで対応をしていくと。あわせて、私立の5園の町内の保育園に関しましても、町内、町立の保育園は、こういうふうに対応しますということもお知らせをしながら、一緒にやりませんか。基本的には私立保育園ですので、私立の判断にはなりますけれども、そういうに呼びかけもしてみたいというふうに考えています。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この、今執行部の方からもありましたが、よく言われる費用対効果という点から見ても、非常に効果があるというふうに思います。夏場におけるそういう教育環境の改善というものの意味でも大事な取り組みでありますので、早速前向きに検討していただけるということでありますので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

きょう、るる御質問をさせていただきましたが、一つ一つ、それぞれ大事な取り組みでありますし、また冒頭の、特に公民館については、災害が起きたときのことを想像をすれば、そういう状況をバリアフリーされてなければ、例えば車いすの方が避難をされたときに、上がることができないということもあり得るわけですね。ですから、夏場であればかまいませんが、冬場であれば、非常に災害の状況によっては大変な状況にもなりますので、再度、お願いをして本日の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、6 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、15 分休憩します。

休憩 午前 9 時 55 分
再開 午前 10 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。2 番議員の坂本です。質問をさせていただきます。質問に先立ち、一言所見を述べさせていただきます。実は先日、地域づくりの関係で徳島県の山間の村に行ってきました。その地域の広さはほとんど佐川町と同じですが、人口は 750 人。高齢化率は 56% で、市町村合併で大きな市に合併吸収されたところです。そこで、地域住民のために頑張っておられる方のお話を聞きました。

行政依存型から地域取り組み型に変え、市からの補助金をもらわず、自分たちのことは自分たちで、という姿勢。地域を守るのは当然のこととして、さまざまな活動をされていました。本当にすばらしいなあと感じました。

しかし、そこで気になったのが、行政を余り信じられないという姿でした。行政に頼らず、できることは自分たちでという姿勢は立派です。しかし、本来、市町村の行政は、住民の幸せのためにあるものです。そこに溝ができるのは、とても残念に思いました。

振り返って、佐川町のことを考えてみますと、佐川町は町執行部も行政も、議会も住民も一体となって、今、地域づくりに取り組んでいます。加えて、佐川町には、元気のいいやる気のある人たちがいっぱいいます。佐川町の取り組みは、まだ始まったばかりですが、きっとみんなが住みやすい、もっといい町に変わっていくことだと思います。

そこで大事なものは、何を大切にしていくか、ということです。限りある財政です。それをどう使うか、町執行部と議会、住民で十分論議を尽くして、住民の幸せのため、未来の佐川町のために頑張っていかなければいけないと感じたことでした。

もう 1 点。衆議院が解散し、14 日は、投票日となっています。国政と地方自治とは切り離せません。アベノミクスの評価を問うそうですが、私は、経済だけに論点があるのではないと思います。秘密

保護法が成立し、集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされ、戦争への道が開かれようとしています。私は、母親として、保育士として、自分の教え子たちを、子供たちを戦争に行かしたくはありません。

また、東日本大震災で福島原発事故が起きました。そしてたくさんの方が、いまだに避難生活を続けています。そしてまだ終息のめどはたっておらず、これから何十年、何百年かかるかもしれません。加えて、日本は地震の国で大地震が必ず来ると言われています。そんな日本で、原発の再稼働を許していいのでしょうか。私は、きれいな自然を子供たちに残したいと思っています。

私たちは、国政に直接かかわることはできません。投票に行くことが自分の意思を伝える手段です。さまざまな考え方があると思いますが、佐川の町民の方々も、そういう論点も考慮して投票に行つて意思表示をしていただきたいと思います。

では、質問を始めます。

まず、町内や近隣町村で働く先生方にお話を伺いますと、佐川町の学校は働きやすい職場であると聞いています。それは、教育長さん初め校長先生たち、教員の皆様、教職員の皆さんが頑張っておられて、ほかの地域がやっているような一律の教育の押しつけをしないで、各先生が考えて教育をする自由を保障しているからではないかと思います。その点について関係者の努力に敬意を表したいと思っています。

全国統一学力テストが行われ、ことしも8月にその結果が出ました。佐川町の結果も11月の広報で詳しく発表されていました。ところで、町広報によると、調査内容、分析結果、学力向上対策が書かれていました。本来、学力を定着させるために結果を分析し、その対策を立てるというのはもっともなことです。しかし、あれを読んでもちょっと疑問を持ちました。あれくらいの分析をするために全国統一学力テストが必要なのか、という疑問です。佐川町の出した分析と対策は各学校でもできることではないかと思ったのです。いやむしろ、今まで学校現場で、各クラスで、自然に行われてきたことだと認識していますが、教育長さん、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今般、11月号の広報に載せましたのは、全てを載せておるわけではございませんので。限られた紙面の中で、わ

かりやすい、そういう視点で載せておまして、実際は、もっと詳しく分析もしておりますし、それから各校において細かい取り組み、さまざまございます。

そういった中で、広報に、学力向上対策として載せておりますのは、各校、大きな柱として、7校が共通して取り組む、そういう視点で校長会等で話し合いをしまして、その前段としては、各校が自分の学校において、基礎学力の定着と学力の向上に今後こういう取り組みをするというものを出していただいた中で、その中から市民の皆様にとってもわかりやすい大きな柱をお示しする必要があるだろうということで、あの広報に載せさせていただいた。そういう内容でございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。統一の学力テストで、教育現場は仕事が増え続けていると聞きます。佐川町ではそんなことはないと思いますが、点数を上げるということだけに必死になって、根本的な解決ではなく小手先の技術で点数を上げるという、本来あり得ない方向に事が進んでいるとも聞きました。

ある教育委員会では、点数の高い教育法を学び、全ての先生に同じ方法で授業をやるように強要しているとも聞きます。中学校などで、教科の点が低いと、別の先生にかえるために先生の取り合いになっているとも聞きました。

ただただ点数を上げるためだけの教育が是か非か、その学力テストを実施することでのよい点と悪い点、また学力テストでわかることは何か、わからないことは何か、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、学力テストを実施することによるよい点、悪い点ということでございます。一般的に言えば、デメリットとメリットということになろうかと思いますが。

まず、デメリットとしましては、学校別の成績や順位を公表することにより、過度な学校間競争や序列化が生じることが考えられますが、現状においては、そこまでの状況にありませんので、デメリットはないというふうに考えております。

次に、メリットとしましては、学校において学力調査の結果を詳細かつ多面的に分析し、みずからの教育の取り組みの成果と課題を

把握・検証することにより、今後の学校における取り組みの改善と児童生徒の全般的な学習状況の改善につなげることができるというメリットがあるというふうに考えております。

それから、わかること、ということですが、例えば、子供一人一人について、学力のいわゆる強み、弱みというものがわかります。具体的に申し上げますと、例えば、小学校の算数の問題において、ある児童は整数の足し算とか引き算は正解しておりますが、少数や分数の計算が間違っているというように、一人一人の児童について、数と計算や図形、グラフなどさまざまなことについて理解度、それから課題、そういったものが明らかになる。そういったことを踏まえて、教員が一人一人に応じた指導に取り組んでいくと。そういうふうなものであるというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

わからないことは何かという質問も同時にしましたが、その学力テストでわかる部分は先ほどおっしゃっていただきましたが、わからない部分ていうのがあると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

学力テストを通じては、いわゆる子供たちの学力の状況、ただ、その前提としましては、この学力テストは学力の全てではない。学力の一部分を測定しておる。そういう意味において、この学力テストの結果をもって、子供たちの学力が全てわかるものではない、ということが前提になろうかと思っております。

2 番（坂本玲子君）

全国学力テストで、順位、平均正答率等の向上を目標に掲げている教育振興基本計画を掲げている都道府県が 14 あり、高知県でも全ての学力推進校で、平成 27 年度に自校の平成 25 年度の結果を上回るという目標を掲げています。平均正答率を 100 以上にするというのは、どの学校も頑張れば、そうできないのは明白で、そんな目標を立てること自体がナンセンスで、本当の学力や基礎学力の定着が大切な目的だと思いますが、教育長、どう思いますか。

教育長（川井正一君）

おっしゃるとおりだと思っております。ただ、学力はさまざまな要素で構成されております。その中で、この全国学力テストだけを

捉えて、の発言の場合、一定のその範囲内で県下的に努力するというそれは一つのやり方であろうかと思いますが、ただ、学力はその基盤となる豊かな心、そして健康な体、体力、そういったものの基盤の上に学力というものは成り立っていると思っております。

したがいまして、知、徳、体、その3つをバランスよく取り組む。その前提の中での学力向上対策が必要ではないかというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

教育長さんのおっしゃるとおりですね、本来の教育は、生きる力をつけるところだと思います。ところが昨今、自死の数は増え、不登校の数も増え、若者には鬱病も増えています。この根本にあるのは、学校教育で本来獲得していくべき生きる力が弱くなり、っていう部分があるのではないのでしょうか。学力のただの一面を切り取り、その点数を上げることだけに躍起になって、本来必要な教育ができてないということを懸念しています。

大阪大学教授の志水先生は、学力を「学力の木」というイメージで捉え、知識、技能を葉に、思考、判断、表現を幹に、意欲、関心、態度を根と位置づけ、学力の全体像を構想しようという見方です。学力テストでは、その部分的な評価しかできず、根っこの学力は、そもそもペーパーテストでははかれず、点数化にもなじめないと述べています。

学力テストは国が決めて実施しているのですから、佐川町でどう言っても仕方ありません。町の学力テストの報告には、疑問がありました。全国と比較して、平均正答率の何パーセントとれているかは出ていましたが、子供たちの平均が何点であるかは一切書かれていません。

本来の狙い、子供たちに真の学力をつけるという目的であるならば、平均点ではなく、最低でもこれくらいは理解してほしいという到達度に対し、到達できない子供に対して、支援をしていくような教育であってほしいと思います。100 点になるまで何度もテストを繰り返し、点を取る技術を学ばせるものではありません。何を理解していて何が理解できてないのか、そこをきちんと把握して自分で考えて、解決する力を身につけていくことが大切です。

先ほどから、教育長さんもこの考えに同意してくださっていると思いますが、そこでお聞きします。佐川町では、独自にすばらしい

教育を目指していると聞いています。基礎学力の定着のためや、本当の学力をつけるために、今、佐川町が実施している施策はどんなものがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学力定着の取り組みということでございます。今般の町広報紙にも書かさせていただいたんですが、学力向上対策という書きをしているのは基礎学力の定着と学力の向上対策、そういう思いであの広報紙には載せさせていただいております。

やはり1つは、先生方の授業の改善、これが大事だと思っております。わかりやすい授業を実現するため、まず今、全小中学校で統一して取り組んでおりますのは、授業の始めに、何を勉強するのか、そういった学習目標を明示する。そして、今度は授業の終わりには、学習した内容を振り返る。そういったことで子供たちにわかりやすい授業を、とにかく実現していこうという取り組みを進めております。

また、教員が一方的に教えるということではなくて、ペア学習やグループ学習による話し合い、学び合いを取り入れて、思考力や表現力を育む。そういった取り組みも進めております。

それから2点目としましては、一人一人に応じた指導の充実、これは、具体的に申しますと、現在、7小中学校に912名の児童生徒が在籍しておりますが、その中で、学習障害でありますとか、注意欠如、多動性、高機能自閉症などの、いわゆる発達障害と診断され、あるいはグレーゾーンの子供たちが77名、今現在私どもがつかんでおりますのは77名在籍しております。こういった多様な子供たちを支援するため、7小中学校で計14名の支援員を配置しまして、きめ細かな指導に努めております。また、放課後には、学習でつまづいている子供たち、そういった子供たちの底上げを図るための放課後の補充学習も実施しております。

3点目の家庭学習の充実としましては、家庭教育の手引き、あるいは自主学習ノート、そういったものを活用しまして家庭と連携しながら、学習習慣の定着を図る。そういった取り組みもしております。また、家庭学習の内容と授業とのつながり、これが大事でございますので、そういったつながりを重視した予習、復習の仕方を指導しております。

また、この3本柱以外にも朝読書あるいはボランティアの皆さん

による読み聞かせ、そういった取り組みも進めております。

しかしながら、学校の取り組みだけで子供たちの学力の定着を実現するということは、これはなかなか現状は難しゅうございますので、何よりも家庭の協力が重要でございます。そういった意味におきまして、「早寝早起き朝ごはん」を初めとします基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成、親子でのコミュニケーションの充実、学校行事への積極的な参加などについてPTAと連携しながら、取り組みも進めております。

また、本年度、尾川小中学校で、学校支援地域本部事業を導入しまして、学校の教育活動やさまざまな行事に対しまして、地域の皆様の御支援をいただいておりますが、来年度はほかの小学校にも導入しまして、学校、家庭、地域が一体となった取り組み、そういったものも充実をしてまいりたい、というふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

本当にさまざまな施策を実施されていまして、ある校長先生に聞きますと、佐川町には支援員がいて、ほんとに個々の一人一人の子供の学習定着のために助かっているという声もお伺いしております。

平成 25 年の子供、若者の状況及び子供、若者の育成支援施策の実施状況の調査の中で、日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの 7 カ国で比較しています。「自分自身に満足している」で最下位は日本、たったの 45.8%。「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」でも最下位。「自分には長所がある」と答えた人も最下位。反対に、「つまらない、やる気が出ないと感じた」のはトップ。「悲しいと感じた、憂鬱だと感じた」もトップ。どうしてこうも自己肯定感がなく、自信が持てない人間に育っているのでしょうか。それは、今の学校教育にも何らかの原因があるのではないかと思います。自己肯定感を持てる人間に育てるために何をしていたらいいと思いますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。自己肯定感というのは、自分は大切な存在だ、自分はかけがえのない存在だ、というように自分の価値や存在意義を肯定できる感情のことだと言われております。

平成 26 年度の全国学力学習状況調査の中におきまして、児童生

徒の質問紙調査において、自己肯定感に関する調査も行っております。いわゆる質問事項としまして、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対しまして、肯定的な回答の割合は、佐川町の小学校6年生で86.3%。中学3年生で72.8%と、これはいずれも全国平均を5%程度上回っており、佐川町の子供たちは比較的自己肯定感が高いという結果となっております。

この自己肯定感の高い子供は、自信・やる気があり、目標も明確で、友人関係も良好であると言われており、各校においては、これを高めるための取り組みとしまして、自分は大切にされている、認められていると感じる居心地のよい学級づくりや、自分の大切さと他人の大切さを認める人権感覚を高める取り組み、さらには教員が子供たちのよいところを認め積極的にほめる教育の推進、学力・スポーツなどの教育活動のさまざまな場面での成功体験を重視した取り組みなども進めております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ほんとにですね、テストの点は平均よりは下ですが、ほんとにすばらしい、佐川町は、現実的にそういう自己肯定感が持てる子供が多く育っているという意味では、すばらしい教育をされているのではないかなと。だから、点数だけでそこだけでじゃなくて、そういうところもほんとに、子供の生きる力っていう意味では大切だと思いますので、そこを大切に育てていただきたいと願っています。

学力テストを分析したお茶の水女子大学の耳塚先生は、家庭の社会経済的状況と学力の関係を調べています。最も恵まれない階層の子供が毎日3時間以上家庭で学習をして獲得する学力の平均値は、恵まれた階層で全く家庭学習をしない子の学力の平均値を下回っていたという結果にショックを受けたそうです。

先生は、不利な家庭環境の影響を努力だけで克服しようとしても難しいとも述べています。子供の貧困が問題になっていて、その子供たちが将来的に貧困の連鎖を受け継ぐ可能性が高まっています。学力と経済力とは相関関係があるとされて、それが真実であるならば、子供たちの親、若年層の所得を上げる、生計を安定させることが、まず、子供の学力定着には必要だと思います。そうはいっても、すぐに所得は上がりません。そういう子供たちには経済的な支援が必要だと思います。

町長さんにお聞きします。そういう子供たちを救うために、町で

も何か施策が必要です。最も恵まれない階層の子供たちへの支援にはどういった支援をするのがいいと思いますか。

町長（堀見和道君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。経済的に恵まれない子供たちへの財政的な支援ということですが、現在もさまざまな形で就学支援並びに奨学金の制度がございます。しっかりとこの制度を適切に運営をしながら、また周知の徹底を図り、町としては財政的な支援を引き続きしていきたいと、そのように考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

それに関連してですね、年齢は少し下がりますが保育のことで、町長の行政報告で、新システム移行に際して保育料軽減策の拡充を検討していると述べました。それについて、少しお聞きしたいと思います。

保育料軽減については、前回質問に立ったときお願いしていましたが、例えば、多子世帯保育料無料化を就学前まで実施すると、約 90 人が対象となります。同時入所の第 2 子以降を無料化にすると、約 110 人が対象となります。あるいは第 2 子の定義を同時入所ではなく 18 歳以下とし、第 2 子半額、第 3 子無料とすると、約 135 人が対象となります。全体の保育料を軽減していく方法もあります。いろんな方法があると思いますが、どんな方法で軽減していくつもりなのか、お構いのない範囲でお答えいただきたいと思います。

また町長は、保育料を軽減するなら、幼稚園の利用料の軽減も考えなくてはいけないというふうに言っているようにお聞きしました。もちろんそのとおりだと思いますが、そのお考えがあるなら、現在、第 2 子の半額、第 3 子の無料化は、保育所では同時入所のみですが、幼稚園では上の子が小学 3 年生まで軽減が行われています。そこも同じになるように検討いただきたいと思います。そのへんについて、構わない範囲でお答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町としましては、保育料の軽減だけではなくて、子育て支援について、佐川町として積極的に取り組んでいこうということで、来年度の予算編成に向けて、担当の課のほうに私のほうから指示をしております。

その中で、保育料の軽減についても検討するようにということで、

いろいろなパターンでのシミュレーションをしながら、来年度の予算に合致したような取り組みをしていこうということで指示は出していますが、まだ具体的に何も決まっておきませんので、この場で回答させていただくことは差し控えさせていただきます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひ、子供たちをたくさん産めるようにいい施策を実行していただきたいと願っています。

では、教育次長にお聞きします。佐川町では、要保護世帯、準要保護世帯はどれくらいありますか。また、準要保護世帯家庭の認定の基準はどうなっているのでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。平成 26 年度現在、要保護児童につきましては 5 名、準要保護児童については 79 名になっております。認定基準につきましては、生活保護の基準の 1.3 倍ということになっております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

準要保護世帯は、申告制になっていますので、本当の該当者はもっといるかと思います。佐川町では、生活保護世帯、所得税がかからない世帯、町民税がかからない世帯は、どれくらいの割合か、また町の平均所得はいくらになっているかということを税務課にお聞きしましたが、わかっているのは、町民税の納税義務者の数が 5,800 人ということだけでした。町の実態についてもっと詳しく分析していく必要があるのではないかと考えています。

ちなみに、保育所に子供を通わせている家庭では、要保護世帯、住民税がかからない世帯は全体の約 10%、所得税のかからない世帯まで含めると 30%以上になります。若年層の低所得者が多いのは明らかです。ぜひ、そういう方に、きめ細かい配慮をしていただきたいと願っています。

では、別の角度からお聞きします。学校の先生の休職は、日本で 4,000 人を超えています。ユネスコの教員の地位に関する勧告では、教員への監督、指導は励ましでなければならないとし、教員がその任務を果たすのを励まし、援助するように計画されるものでなければならない、教員の自由、創造性、責任感を損なうようなものであってはならないと述べています。

ところが、現場の先生たちは悲鳴を上げています。本当にやりたい教育ができないと嘆いている先生もいます。学校現場では、過密労働が日常化しています。佐川町の先生方の働く実態について、調査をしていますか。長時間働いて、授業とクラブと行事、新任研修や多数の研修、次々とくる県教委からの文書、提出物で息のつく暇もない。本当は、授業の準備をきちんとし子供たちと向き合いたい、先生方は今のままではだめだと感じています。

先日、県でいじめをなくすための議論をし、そこで打ち出されたのが、教員の資質向上でした。先生が本当に子供のほうを向いていれば、いじめの問題は半減するのではないかと私は感じています。子供の声を聞く時間がないほど忙しくては、どうしようもありません。子供たちが学校生活を楽しんでいるには、そこで働く先生方が生き生きと楽しく働いていることが必要です。

教育委員会があれをやれ、これをやれというのが教育ではありません。現場をあずかっている先生方が子供たちの声を聞き、ああしたい、こうしたいというのを聞いて実現していくことこそが教育委員会の仕事ではないでしょうか。そうすることによってこそ、教員の自由、創造性が発揮され、子供にとって最良の教育につながるのではないかと考えています。

教育長、まず、教職員の働く実態の調査をしていただきたい。学校で勤務している時間はどれだけなのか、持ち帰りの仕事はどれくらいあるのか、クラブや土日の仕事はどうなっているのかも含めて、ぜひ調査をお願いしたい。

もう1点、現場で働く教職員がやりたい教育をできているのか、教員の自由、創造性が保障され、夢と希望を持って働いているのかもあわせて調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
教育長（川井正一君）

お答えいたします。先生の多忙化の要因はさまざま、近年の状況が変わってそういう状況にあるということは、教職員団体のほうで全県的な調査をされておりまして、そういった資料の提供もいただいております。私自身承知はしております。

ただ、教委として、さまざまなことで学校に多忙化を促進するような、そういった取り組みということは私はないと考えております。基本的に、私の基本的考え方というのは、私どもは教育の基本的な方針、基本的スタンスを学校にお示しして、あと細部の学校経営は

校長先生を中心とする教職員の皆様にそれぞれの学校の実態に即した取り組みをしていただくと。それが私の基本的考え方で、今のところ進めております。

それで、先ほどお話がありましたように、子供たちにさまざまな課題がある中で、教員の教材研究や、子供たち一人一人と向き合う時間を確保する、それは非常に重要なことですので、日常業務を見直し、多忙化の解消を図る必要があると基本的に考えております。

実態調査というお話でございましたが、もう既に、教職員団体、県下的に調査をしたものがございます。そういったことを踏まえまして、今の段階はもう、今やれることをまず、多忙化解消に向けて取り組む、そういう必要があるんじゃないかというふうに考えております。

やれること、学校において改善可能なこと、これをまず取り組むということ。それからもう1つは、学校だけでは改善が困難なことにつきましては、国や県教委に対して要望活動が続けていく、この2点が必要だと思っております。

まず、学校で取り組むこととしましては、1点目としましては、会議・打ち合わせの見直しと効率化、学校行事の精選と見直し、あるいは校務分掌や校務処理の見直しと工夫改善、部活動指導の工夫改善、こういったことが考えられますので、今後、校長会において協議・検討しまして、できることから一つずつ改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、国や県教委に対しましては、教職員定数の改善を初め、各種調査や会議の精選と見直し、さらには、県教委によります多忙感解消に向けた全県的な改善策の検討・策定をお願いしたい、そのように考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに、ぜひそれを実施していただきまして、先生方がゆったりと子供たちに相對せるような、子供たちの心もほんとにわかるような、そんな現場ができるように頑張りたいと思います。

佐川町では、ほんとに、先ほどからお聞きしているとおり、子供たちの状況に応じて手厚く対処できるように支援員を多く配置してくれています。子供のことを第一に考え、さまざまな施策を実施し、地域との連携を大切に教育してくれているから、佐川町は近隣

町村より働きやすい職場であるのだと思います。

もちろん、川井教育長初め、教育委員会の職員、各学校の校長先生や教職員の方々が頑張っているからこそ、自分に自信が持てる子供も育っています。先日、佐川町内のある校長先生とお話する機会がありました。学力の話になり、その先生は、テストの問題を繰り返して点数を上げようとしても、本当の学力は伸びない。本当に必要なのは、経験をきちんとし、子供の自尊意識を高めていくこと、心豊かに育っていくことこそが大事だとおっしゃっていました。私もそう思います。

佐川町には、そんな校長先生がたくさんおいでます。先に申しましたとおり、教員への監督・指導は教員の自由、創造性、責任感を損なうようなものであってはならないとされています。子供たちのために、子供の視線に立って、何が大切かをしっかり考え、子供たちも教員も守っていただきたい。ときには、県や国に現場の声を届け意見を言える教育長、校長であってほしいと願っています。

続きまして、佐川町の教育を進めるための提案をしたいと思います。佐川町の学力テストの結果を見ますと、言語理解や経験が不足しているため、物事を応用して解決できる力が少し弱いように感じました。それを解決するために必要なことはいろいろあると思います。

まず、家庭でのコミュニケーション、生活習慣、そして読書も大きな力になると思います。また、多くの実体験をすることも必要です。その全てが楽しく意欲的に取り組める内容であることが基本です。貧困と学力の関係について先ほど述べましたが、高知新聞の記事によりますと、世帯収入が少ない世帯でも学力の高い子がいる。その子供たちの特徴は、基本的な習慣がきちんと身につき、家庭の支えのある子だ。と述べています。

佐川町では、次世代行動計画で、「早寝早起き朝ごはん」やノーテレビデーをつくって家庭での親子のコミュニケーションを深め、元気に学習に取り組める体制づくりを提案しています。しかし、それは全ての保護者に受け入れられたという状況ではありません。目標は主に親だけの努力を期待して、学校や保育は大切さを伝えたり調査をしたりするにとどまらざるを得ませんでした。親も子も学校も一緒に取り組めて、子供たちが意欲的に取り組めるもの、それが親

子の対話を増やし、なおかつ子供の学力や育ちにいいもの、そんなものはないかと思いますが、教育長さん、そんなものは何か、いいものはありますか。

教育長（川井正一君）

特効薬的なものはないというふうに思っておりますが、いわゆる教育というのは総合力ではないかと思っております。先ほど、学力定着というお話をさしていただいたときに、教育は、学校、家庭、地域、この3つの柱でバランスよく支えられる、これが大事だと思っております。

先ほど多忙感の話も出たんですが、教員の多忙感の一因というのは、いわゆる家庭、地域が本来担うべき教育、その部分が過度に学校に今かかってきておる。そういったこともあって教員が非常に多忙感を感じておる、ということがございます。やはり、それぞれが、それぞれの役割を果たす、その視点が大事だと思っております。

ただし、当然その中心になるのは学校であると思っております。学校は、日々子供たちと接する中で、子供たちの学校における状況を通じて実態を詳しく把握できます。ですので、子供たち一人一人に応じた学力、豊かな心、健康な体、この3つをバランスよく育んでいく、その取り組みを、最大限の力を発揮して取り組まなければならない。まずは、学校がしっかりやる。その姿勢を示す中で、家庭にもこういったことをしっかりやってください、そういうふうな、言える、そういった学校の取り組みがまず前提にあるというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに教育長さんの言うとおりで、やっぱり学校が全部担うわけにはいかない。で、地域、家庭、ほんとに大切だと思います。そこで、その大切なのは、親や地域をどう巻き込んでいくかということではないかと思います。

佐川町の保育所では、多くの保育所が昔遊びを取り入れています。お手玉やこま回し、竹馬、鬼ごっこ、かくれんぼ。不思議なのは、子供たちが飽きもせず、喜んでやり続けるということです。子供たちの要求にあっているという証拠です。最近の研究で、お手玉をやることで集中力を高め脳の活動を活発にするという研究結果が出ています。また、柔道で金メダルをとった古賀選手は子供の柔道教室でけん玉を取り入れ集中力アップにつなげ、好成績をおさめているとも言い

ます。

既に佐川町の小学校でも、昔遊びは取り入れられていると聞いています。しかし、それをもっと広め、家庭も巻き込んでいくような形にできないかなあと思うのです。

学校の授業の合間に5分間だけ取り入れていく。また保護者も巻き込んで家庭でも一緒に遊ぶ。親子の大会を開くなど、いろいろなことが考えられます。

そういった習慣ができてきたら、家庭でも親子の会話が弾みコミュニケーションも取れる。家に帰ったら、ゲーム機の前に座り、もくもくとゲームをする子が増えている現状打破にもなります。会話をすること、実際に経験をすることで、言語理解は高まります。ただただ教え込む教育では現状は解決できないということは御承知のところでは。

もちろん、いろんな方法があると思います。ほかにもいいものはたくさんあると思います。手軽にどこでもでき、だれでも参加できる、そういうものは何なのか。私は、学校、家庭で、昔遊びを取り入れて、家庭でのコミュニケーションを増やし、遊びの中で、子供たちの力を伸ばしていくということはどうかと考えてみました。それを必ずやれということではありません。少なくとも各学校が子供たち、保護者、教職員と一緒に考えてみる。また、校長会、教育委員会で十分話し合い、今の子供たちにとって必要なことは何なのかを考え、いい方法を見つけ実践をしていただきたい。本当に、地域や家庭が大切なのは、私も実感をしています。そこを巻き込めれるような施策をぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、子供たちは、遊びを通してたくさんのことを学んでいきます。いろいろな遊びに挑戦する過程で、集中力あるいは粘り強く取り組む姿勢、そういったものを身につけるといことで、この遊びの持つ教育的な効果、これは学校現場においても、その必要性を感じておりますので、小学校低学年を中心に教育活動の中に遊びの視点を取り入れて取り組んでおります。

具体的に少し申し上げますと、例えば、地域の老人クラブの方にお越しいただいて、1年生の子供対象に、けん玉、こま回し、ある

いはあや取り、そういった昔遊びの指導をしていただいております。また、親子行事の日を設定しておる学校もございます。そういった中で、親子での昔遊び、あるいはボール遊び、そういった親子のコミュニケーション、そういったものにも取り組んでおります。

今後、やはりそういう視点は大事ですので、まずはPTAと連携しながらノーテレビデー、あるいはノーゲームデー、そういったものを設定し、親子のコミュニケーションの充実、そういったものを一つは取り組んでいく必要がありますし、またこの遊びに限らず、さまざまな視点を今後、教育活動の中にこういったものが取り入れることができるのか

それについては、例えば学校で、各学校で開かれた学校づくり推進委員会というのを、学校によって名称が若干違いますが、やっております。地域の方々にもそのメンバーに入っていて、いろんな学校の教育課題、学校の取り組み、そういったものを皆さんと一緒に協議しておりますので、そういった中で、地域の方々のさまざまな御意見をお伺いし、また、地域の方々でそういった支援のできる方も当然おいでだと思いますので、そういった点を踏まえて学校として取り組んでいくよう、今後また校長会などを通じて話をしていきたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ほんとに、今、佐川町の路線というのは素晴らしいと思います。やっぱり、点数だけではなくて、本当に必要な根っこの部分を大切にした教育をされておることですので、それをずっと推し進めていっていただきたいと願っています。以上で1問目の質問を終わります。

続きまして、介護保険についてお伺いしたいと思います。

現在、佐川町で介護保険で使える施設等について、施設やサービスがどれくらいあるのか、まずお聞きします。それは、必要数に対して十分な数であるのか、これから高齢化が進むと言われているのですが、今後、要支援、要介護の人はどれくらい増加する予想なのか、それに対して町としてどのように対応していくつもりなのかをお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。介護保険制度につきましては、来年度、27年度からまた第6期の保険事業計画に移ります。

それから、国のほうでも制度改正があるということで、介護保険の取り組みも大きな転換点というふうに考えております。

現状ということでございますが、介護保険の事業につきまして、これは佐川町の住民の方々にとってはですね、町内の事業者、この正確な具体的な数字っていうのは今ちょっと押さえてないところがございますけれども、町内の介護保険の居宅であるとか、それから施設、地域密着型の施設、これは12月の1日に新しい施設も建ちまして、これはグループホーム、行政報告の中にもありましたが、既に定員、予約はいっぱいというふうな状況でございます。そういった施設のですね、一定程度、第5期の24年度から26年度の介護保険を使われる方の見込みをもとにいたしまして、整備を進めております。

現状、健康福祉課、町といたしましては、さまざま介護のサービスを利用申請といいますか、使いたいという方についてですね、一定程度は施設それから居宅のサービスともにある程度整備ができているというふうな現状の認識がございます。

ただ今後ですね、高齢化が進む中で高齢者の方々も増えてまいります。それから団塊の世代が2025年にはピーク、75歳以上になるというふうなことも見込まれておりますので、その時点では当然、今現状のですね施設それからサービスの数で賄えるかということについては、懸念が残るというふうに思っております。

その中で、今、第6期の事業計画もですね、その点も踏まえまして、検討しているところでございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

本当に、高齢化がこれからどんどん進みますので、ぜひそういう整備も頑張ってやっていただきたいなと思っています。

ところで、介護保険が改正されて、来年4月より要支援の方の訪問介護と通所介護が市町村の事業に移行されると聞いています。それには経過措置があり、29年度より本格実施だと聞いています。お年寄りの方々の中には、その改正で要支援の人が切り捨てられるんじゃないかと不安を感じている人がいます。9月の段階で佐川町には、要支援と認定された人が175人、要介護認定の数は全体で1,000人となっています。そして実際に、要支援でサービスを利用している人は131人です。佐川町は29年度実施に向けて、検討に入っていると聞いています。市町村の地域支援事業に移行された後、どう

していくつもりなのか、要支援の方々をどうしていくつもりなのかをお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。議員おっしゃられるとおり、介護保険制度の改正によりまして、要支援 1 それから要支援 2 の方、これは全てではございません。訪問介護それから通所介護、これのみを使用されている方について、今ある給付のほうから事業のほうに移るといいう形がございます。佐川町におきましては、おっしゃられたとおりに、来年度からすぐという体制ということでは考えておりません。経過措置期間中の平成 29 年度内の移行ということで、今現在、健康福祉課の担当のほうでも、どのような仕組みで、どのような受け皿ができるか、それから既存の介護保険の事業者サービス者さんとお話しもすることも必要だと思っております。

これは、今現時点で、今先ほど数字おっしゃいましたけれども、その移行の対象のなる方については、おおむね 50 人程度というふうに今把握をしております。その 50 人につきまして、現在の介護予防サービスといいますか、その利用状況であったりとか、どういう移行があるのかも含めまして、これは地域包括支援センターと連携しながらですね、具体的に、どういう希望があるのかも含めて、詳細にですね検討、調査をしております。その調査をした結果の中で、じゃあ新たな受け皿が必要なのかとか、既存の介護事業所の中で運営ができるのかとかいうふうなことの検討に移っていくと、今現在はそういう段階でございます。

2 番（坂本玲子君）

今まだ検討されているということですが、必要なサービス切り捨ては、かえって介護の形が重症化して介護財政が悪くなると国会で大臣が答弁しています。あったかふれあいセンターなどの地域の団体などに任せるとしたら、その専門性に問題が出てくる可能性があります。

あったかふれあいセンターの職員は現在のところ、何の資格も必要とされていません。要支援や要介護にならないために、予防としての機能はあると思います。地域の力を活用し、予防対策は有効だと考えますが、同時に今の専門的サービスを受けることができなくならないよう、本人の希望に沿って利用が可能な制度にしていきたいと思っております。

ところで、そうなった場合の利用料についてお聞きします。地域支援事業に移行した場合、町がその利用料や単価を設定することとなっています。町としてどのように設定するつもりなのかをお聞きいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現在は、先ほどの検討状況で申しましたとおり、その利用料をどうするかというところまでの議論は具体的にはいたしておりません。ただ、一般的に介護予防の事業の利用料ですね、それからあと、あったかふれあいセンターが、今おっしゃいましたけれども、仮にあったかふれあいセンターにお願いというか、委託とかするとなると、どういうふうな利用の形態といいますか、サービスの種類にもよると思います。そういったところを踏まえて、現在の介護の利用料、サービスの利用料と余り乖離があると、これは利用者の混乱を招くということもございますし、そのサービスの種類によって利用料に差を設けるかということも検討も必要かとは思ってます。

ただ、これにつきましては管内の市町村と、この間も話もしたところなんですけれども、一定程度基準額というものもこの管内、中央西福祉保健所管内であるとか、そういったところの基準単価も必要ではないかという話もしております。ですので、決めるのは佐川町が決めるわけなんですけれども、周辺の市町村とも話をしながらですね、余り、周辺と差がないような形であるとか、既存のサービスと利用の実態も含めて差がないような形でですね、検討はしていきたいというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

ということはですね、そういう専門的なサービス、いわゆる訪問介護とか通所介護が受けられなくなることはないと考えてよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。少なくとも、その利用が必要な方、そのサービスの利用が必要な方について、新制度の移行によってですね、それが妨げられるということはないというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

予算的なことをお伺いします。現在、地域支援事業は介護保険の予算の3%となっていると聞いています。要支援の通所介護、居宅

介護が地域支援事業に移行した場合は、その予算規模はパーセント的に増加をするのかどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今の制度の中では、おっしゃったように地域支援事業につきましては、介護給付費全体の3%の枠の中で行うという形になっておりますが、平成27年度、新制度、新しい総合事業といえますか、そういったところで制度が変わる場合については、この3%の上限というものは、基本的にはなくなるというふうに聞いております。

ただ、基準的に、平成25年度、26年度の実績をもとにですね、介護予防給付費の基準額といえますか、それ掛ける高齢者の伸び率であったりとか、そういうふうな基準になる額というものはあるというふうに思っておりますけれども、その移行を総合事業といえますか、地域支援事業に移行する財源がですね、不足するといえますか、その枠によって不足するということはないというふうに考えています。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、そういうことで受けられなくなることがないようにしていただきたいと。もう1つ懸念されているのが、基本チェックリストを活用して、要介護認定を省略していくという方針があると聞いています。しかし、介護認定の審査を受ける権利は誰にでもあります。介護認定の審査が受けられないということがあってはならないと思います。それについてどう考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほどの要支援の方が地域支援事業に移行する際にですね、あわせてこの基本チェックリストと申しますけれども、介護保険サービスを利用したいと窓口に来られた場合に、基本的に必ずこの基本チェックリストを受けていただくというか、聞き取りも含めてさしていただくような手続きになります。

これについては、これは今は申請の窓口は介護保険係という職員、事務職員も含めてやっておりますけれども、専門的な聞き取りも必要になってくることから、今検討している段階なんですけれども、地域包括支援センターの職員であるとか、ある一定その専門的にそ

の方の介護の状態、必要性の状態を判断できる職員が聞き取る、そういった形も含めまして、そのチェックリストを仕上げていく。その中で、本当の必要性といたしますか、を判断しながら、明らかに、例えば明らかに介護のサービスを使う必要がない方についてはですね、ほかの社会支援といたしますか、いろんな百歳体操であったりとか、そういった支援をつなげていくということも考えられると思います。

そういった明らかな介護保険サービスを利用しなくてもいいという方がおいでた場合にはですね、そういったところへつなげていって、申請はしないという形になるとは思いますが、これは、きちっとそのチェックリストだけで判断するのではなく、聞き取り、本人さんに対する聞き取りも含めて判断していくことになります。

このへんの手続きについては、まだこれから具体的に佐川町でどういうふうに体制をしていくか、これはこれからの段階ですが、国、県の制度改正の流れとしてそういう流れがあるということでございます。

2 番（坂本玲子君）

これから、どんどん高齢化が進み、介護の必要な方も増加してくることが見込まれます。介護予防に力を入れ、なるべく元気に年を取れるように、私たちも頑張っていきたいと思いますが、町としても、老後の不安がないよう一人一人の立場に立って、安心して老後が過ごせるような、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

質問ですが、その他、チクコンについての質問を通告していましたが、ほかの議員さんがチクコンについてやられるようなので、私の質問は以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために、1 時半まで休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。少し、質問の前に時間をいただきたいと思います。

10 月 21 日と 22 日の二日間、全国の町村議会の広報研修会がありまして、私たち町議会の広報委員も参加いたしました。議会広報はですね、住民と議会をつなぐ最大の手段であり、重要な役割を担っている、そういうことで日本全国から 700 人近い編集に携わる議員や事務局が参加していました。

この研修会、議会の活動状況が一番よくわかるのは傍聴であるわけですが、佐川町議会にも以前よりは多くの皆様においていただいておりますが、その割合というのは非常に低くって、町民に占める割合 0.1% 以下の状況であります。日本全国の町村議会も同様でありまして、そういった状況の中で、議会広報は各家庭に配付されますので、非常に重要な役割を担っているということでございます。

ですから、いかに正確に、議会の動きあるいは町政の動きを町民の皆様に伝えるか、それはまず、読んでもらわなければならないわけでございます。そのためには、わかりやすいこと、見やすいこと、記事の構成や写真の撮り方、配置、こういったことが非常に重要になるわけで、そういった内容について大変わかりやすく、あるいはレベルの高い研修を受けてまいりました。

当議会にも早速、見やすい広報のために、今までも十分努力はしてきましたけれども、さらに、細部といいますか、そういったところを手直しして、見やすい広報に取り組んでおるわけでございます。その広報で、私たちの、佐川町の広報をクリニック、診断してもらいました。結果は、かなりよかったというふうに判断しています。以前から A 級に匹敵する内容であるという評価を得ておりましたので、結果はよかったと判断しておるわけですが、いくつかの改善点もありまして、今後さらに、読んでもらえる議会広報にしていきたいと思っておるわけでございます。

町民の皆様に議会を知っていただく、このことが非常に大事でございまして、これが議会改革の一環でもあるわけでございます。

広報研修の報告になりましたが、実は、私のこれからの質問にも

関係するわけでございまして、本議会の初日に町長の行政報告がありました。そういった中身についても質問させていただくと。議場における皆様方は内容はわかっているかと思えますけれども、町民にはそのことがなかなかわからない、伝わらない部分がありますので、聞かしていただく、そういったことをですね、お許し願いたいと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、平成 27 年度ですね、予算編成方針についてであります。

堀見町長が就任して 1 年以上経過しました。この 1 年で多くのことが見えてきたのではないかと思います。その思いが予算編成にもあらわれると思います。そこで、平成 27 年度の予算編成方針と重点項目、及び特徴的な事業や新しい事業等ありましたら、お聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。平成 27 年度の予算編成方針についてということの御質問ですが、まず、平成 27 年度予算編成方針において、佐川町の基本的な考え、基本的な理念ということのを改めて伝えております。

全ては、佐川町を幸せな町にするために、住民の幸せのために事業を行う。そのための予算編成方針をしてほしいということ。それを基本の理念としまして、中期的な考え方、中期的な方針としまして、人が一番の財産である。この佐川町の人が生き生きと輝く町をつくる。そのための事業を展開しましょう、ということを伝えております。

来年度、27 年度の単年度の方針としましては、平成 28 年度からスタートする第 5 次総合計画に基づくまちづくりに向けて、人が生き生きと輝く町をつくるための基礎固めをするとともに、一人一人がそのための方策を常に考えること。この来年度の方針を打ち出しております。

その中で、職員が一致団結して一歩踏み出す勇気を持ち、挑戦する予算編成を行うこと。このように、予算編成方針の中で伝えております。

重点的な施策につきましては、今年度と引き続き行う事業がほとんどであります。重立ったものを述べさせていただきますと、文教

のまち佐川の人づくり、また今年度と引き続き、みんなの総合計画の策定に2年目として取り組んでいくこと。小さな拠点として、拠点づくりとして集落活動センター、あったかふれあいセンターの取り組みを住民の皆さんと一緒にしていくこと。移住促進に関すること。また、子育て支援に関する施策を推進をしていくこと。産業振興として農業の振興を図ること。また、自伐型林業について、事業化へ向けた取り組みを推進をしていくこと。など、重点施策として掲げております。

また、特徴的な事業、新しい事業ということで御質問がありましたが、今、事業の査定をしているところであります。これから、細かい打ち合わせをしていくところでありますので、まだ、具体的には決まっております。ですので、具体的な新しい事業につきましては、3月の定例会、予算を議案として上げさせていただくときに、また報告をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

基本的な理念から入りまして、それから中期経営方針、そういった中で、町民の幸せのために佐川町の人が生き生きと輝く町、そういったことを基本に、人づくりを中心にして入っていかれるということのようでございます。

事業的には、従前と基本的には大きく変わらない、これは、それほど大きく変わるものでもないもので、非常に、それでいいかなと思いますが。行政報告を見させていただきましたが、この中にも拠点の整備、あるいは子育てといった新しいものが入っておりまして、このあたり、私たちも今まで、議員も望んでおりましたし、町民の皆さんも望んでいた事業だと思います。

これから、具体的な内容に入る中でですね、方針そのものを、ぶれずに、しっかりと内容のあるものにして進めていっていただきたいと思います。時期的にちょっと早すぎてですね、あれこれのことはないわけでございますけれども、特に、町民の望む事業については、確実に予算化してですね、来年度、実現できるようにしていただきたいと思います。

一歩踏み出すとおっしゃられましたので、やっぱり時代に向けて一歩踏み出すという挑戦的なですね、ものに取り組んでいただいたら非常にありがたいと思いますが。

ちょっと答えにくいかもしれませんが、新しい事業というのは、

攻めの部分、全部が全部じゃないですけど、古い事業でも攻めもあるわけですしけれども、攻めの部分、それと、攻めに関して予算も伴うわけですので、一方の財政健全化、そういった収支の部分、そういった面についてですね、攻めの部分と守りの部分とを説明できれば、説明していただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しい質問ではありますが、けれども、攻めの部分の事業展開ということで話ありましたが、具体的に攻めていこうということで事業を取り組もうと考えてるものもあります、まだ決定しておりませんので、申しわけございませんが、ちょっとこの場では発言は差し控えさせていただきたいと思っております。

事業を、予算編成を行う中で、当然、財政のことも考えていかないといけません。限られた予算の中で、どのように、守る部分と攻めていく部分、バランスよく予算編成を行うか、このことには、副町長初め執行部、幹部の中で財政も含めて重要事項として捉えて予算編成をしております。

27年度に関しては、予算は、今年度よりは、耐震化の事業等もありますので、増える方向にはなると思いますが、その中で、意味のある増やし方、あと必要のないものは削っていくということも含めて、バランスの取れた予算を組みたいと、そのように考えております。以上です。

副町長（村田豊昭君）

具体的な事業につきましては、町長が先ほどお答えしましたように、まだ査定が済んでおりませんので、これからのことになろうと思いますので、3月議会等々でまた議長のほうから、また御報告があらうと思いますが。

自分が感じますのは、私、1月に議員の皆様を選任の議決を賜りまして11カ月でございます。ことし一番何を感じたかということ、あの中山間の地域対策室の前田課長と押した期間が見えまして2月の初旬だったと思いますけれども、ヒアリングを受けました。そのときに、この5年が勝負です、というような、もちろん今の少子高齢化の流れ等々はずっと、県の施策等々でおぼろげにわかっておりましたが、この5年間で汗をかく団体と汗をかかない団体の差がものすごくあらわれてくるんじゃないかと。

いわゆる地域間競争がこれから強化されますよと。そういった流れの中で、県知事さんの施策等々、それから佐川町におきましては、町長就任しまして自伐型林業等々、そういった施策を含めて、雇用対策とか定住対策とか観光の面も、いろんな事業を展開しておりますが、まだ、御存じのように、始まった1年目のところでございます。

もう1点の見方は、いわゆる国の、2020年度のプライマリーバランスの問題でございます。まだ税制調査会の問題、消費税の1年半の延期、いろんな問題がございますが、御存じのように、もう国、地方含めて1千兆を超える、こういう借金を孫子の代まで続けるいうことは絶対にできないと思います。ある一定の段階でプライマリーバランスを正すような、そういう政治が国のほうから行われるべきだと思っております。

それが、今のところ、今の与党の目標は2020年度にプライマリーバランスを変えていくという流れがございますけれども、それまでに一定の受け皿を各地方自治体がやらないと、そのとき急に、ぼっと財源を絞られた場合、小さな地方公共団体はどうなるか。そういった観点から、両にらみと、早急にやるべき問題と財源問題、両面考えながら進んでいきたいと思っておりますので、また議員さんの御指導、御協力等々、叱咤も含めましてよろしくお願いを申し上げます。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。ここ5年が勝負ということで、これについては、地方創生も大体5年の計画を立てないかんということで、そのことについては、ちょっと後で触れたいと思いますが。

総務課長、予算規模、町長はちょっと増えるかもしれませんと言ったましたが、交付税の関係もあろうかと思えます。が、大体どの程度になると予測されておりますか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。それこそ、町長のほうからも話がありましたけれども、今、予算査定それから事業ヒアリング等を通じまして、来年度の予算について、事業の決定についての作業を進めておるところですけれども。近年、60億程度をですね、佐川町といたしましては予算規模としております。それは、ベース的に思っているんですけれども、今、議員さんおっしゃりましたとおり、攻めの行政をど

うするかとかですね、けれども、財源として、ない袖は振れないというところがありますので、わかりませんが、その 60 億規模あたりを増減するんじゃないかなという予測はしております。

ただ、再度申し上げますけれども、今の予算査定、事業の決定の手順を踏む中でですね、もうちょっとしないと、それが見えてこないというところがございます。

副町長（村田豊昭君）

財政規模の問題ですが、従来、考えられていたのは、うちの標準財政規模が 42～43 億程度でございます。その 1.5 倍掛けますと、60 億ちょっと。前後プラスマイナス 5 億程度が財政運営上はベターではないかというような県の指導も含めて、財政担当が考えるのはそういった考え方がございます。

しかしながら、今言いましたように、新たな展開とか新たな考え方とか緊急度の災害の問題とか、それから首長が進めたいいろんなことがございますので、それにはとらわれず、最後は首長に決めていただく。ただし、私ども、財政も半分やる担当課としては、平準な財政運営ができるような流れの中で、基金の活用とかいろんな面を議会に相談して、お話をさしていただいて、御協力いただきながら、やっぱり首長が、今の時代の趨勢、かんせいをやる、あの緊急度を考えたものは提案させていただくという方向になろうと思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

よく、ということではないんですが、わかりました。ほぼ例年並みという予算というのが、おぼろげながらに見えておると。流れも合ってるかどうかはわかりませんが、ほぼ平年並みということでございます。

先ほど、5 年が勝負、汗をかく自治体にはそれなりに報いますよという国の方針がありました。地方創生法が 11 月 21 日に成立したわけですが、この法はですね、人口減少に歯止めをかけて、東京への一極集中を是正すると。そのために、出産や育児をしやすい環境づくりや地方での雇用創出に努めることを基本理念に掲げていると。

そういった中で、2015 年から 5 年間の人口減少対策の取り組みの方針、総合戦略を政府は立てていくということのようでございます。この総合戦略、都道府県や市町村も地方版の総合戦略をつくる

努力義務を課しておるわけでございます。この総合戦略の内容によってですね、国のほうからそれなりの交付がくるかということになると思いますが、この地方創生についてですね、どのような取り組みを考えているか、お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行政報告の中でも触れさせていただきましたが、基本的に、やはり人が全てまちづくりにおいて大事だと。そこが基本になるだろうというふうに思っております。その中で、笑顔があふれて、人が生き生きと輝く町を住民と行政が一緒になってつくっていききたい。それを一つの方向として地方創生を考えていききたいと考えてます。

まず、まち創生に関しましては、今年度から、住民の皆さんと行政が信頼関係をつくって、一緒になって楽しくまちづくりを行う。そのための合意形成型の会議、ファシリテータ研修、養成研修をやっていますが、そういう取り組みを継続してやっていききたい。その中で、それぞれの地区、佐川町内の4地区ですね、周辺部の4地区において拠点づくりをしていききたい。その拠点を核として人のつながりが醸し出される。そういうまちづくりをしていききたい。

あとは、子育ての部門で、子育て支援を行って、結婚、出産、子育て、育児、そのあたりがしやすいまちづくりを財政的にも人的にもしていききたいと、このように考えてます。

あと、ひと創生につきましては、まち創生でも話しましたが、協働のまちづくりを進める核となる人づくりをしていききたいということ。あと、並びに学校教育の中で、ふるさと教育も含めた形での職業、仕事に関する教育、あわせてものづくりの教育ができればいいなあと、そのように考えてます。

あと、やはりこの佐川で仕事をつくっていく、起業していく人が増えると、仕事の部分での想像力、仕事の多様化ができます。ものづくり、このふるさと教育について勉強していく中で、起業家が生まれていくような起業塾も運営をしていききたい。そのように考えております。

あとは、国のほうでも地域おこし協力隊の制度をさらに力を入れてやっていききたいと。この制度に関しては、地方の活性化、都市の一極集中を防ぐのにもものすごくいい制度だということで、国のほう

でも来年度以降積極的に取り組むという話がありますので、地域おこし協力隊の制度をさらに活用して、外の視点を入れていきたい。これが、ひと創生の部分であります。

しごと創生におきましては、今年度から重点的に取り組んでおります自伐型林業を、これを一つの核として仕事づくりをしていきたい。石破大臣も参議院の特別委員会でも自伐型林業について触れておりますが、全国的な取り組みになる可能性があります。その中で、佐川町が全国に発信できる一つのモデルとして、この取り組みを進められるように、そういう使命を持って取り組んでいきたいと思っております。

また、切り出した木材を活用してものづくりの仕事づくりを行っていきたい。木材だけではなくって、例えば、イノシシの皮などを加工して、地元の力でものづくりは行える。そのような仕事づくりにも取り組んでいきたいと考えております。

基本的には、まち・ひと・しごとに対して、それぞれの目標に基づいて具体的な施策を考えて実行していきたいと、そのように考えてます。以上です。

4 番（森正彦君）

地方創生につきましては、具体策に乏しい国の施策ですね。ばらまきではないかという批判もありますが、町長は行政報告の中で、これをチャンスとして捉えて前向きに進めていくと言われてました。私も、そのとおりだと思うわけでございます。先ほど副町長からもありましたけれども、5年が勝負。このあたりをチャンスと捉えて、5年間の総合戦略を立ててですね、佐川の創生、まち・ひと・しごとに取り組んでいただきたいと思います。

行政報告の中で、町長、そのことについて報告しておりましたが、全ては人だと思っていると。私も考えてみまするにですね、まちをつくるのも、やはり人。先ほど言われましたけれども、小さな拠点づくり、その中で人が育ってくるかと思えますし、ひと創生はもちろん、人ですからひと創生、仕事もやっぱり人。人をどう育てるかという部分が非常に大事な部分になってくると思います。

小さな拠点あたりですとですね、その中で人が育ってくる。結構、佐川町には有能な方々がたくさんおいでます。しかし、割合、舞台に立つ機会がない人もおるわけで、そういった人たちに舞台に立つていただく、能力を発揮していただく。そういう中でその人はさら

に力を発揮して育っていく。ですから、そういう人を発掘する。人を生かす。そういう視点で進めていけばですね、佐川町、活躍の場ができた人は生き生き輝くわけですので、そういったものが周りにも普及していくということで、人を、人づくりという考え方が、私は非常にいいんじゃないかというふうに評価しておるわけでございます。

地方創生につきましては、詳しくは後、下川議員も質問されるようでございますので、このあたりで切り上げます。

あとですね、これはちょっと新聞で見たんですけれども、政府は、地域住民生活緊急支援交付金、2014年度補正予算で計上する方針のようではありますが、その内容として、これ緊急経済対策の1つであるわけでございますけれども、ガソリンや灯油を買う低所得者を支援したり、プレミアムつき商品券を発行したりする自治体への交付金を設けるというものでありますが、この地域住民生活緊急支援交付金についての情報は入っているのでしょうか。そのあたり、どうなんでしょう。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。安倍内閣の、今、森議員さんも言われました緊急経済対策といたしまして、地域住民生活緊急支援交付金（仮称）であるということですが、この言葉が新聞、マスコミ報道でされております。まだ、この件につきましてですね、今のところ、国、県からの正式な通知等は届いておらないというところでございます。

一部の報道によりますと、過去の経済対策に比べまして財政規模は少なく、2兆円から3兆円と、先ほど森議員も説明されましたように、個人の消費を促す施策への支援を想定しているというようでございます。衆議院選後に、国の予算編成が本格化するので、詳しい内容が通知されるのは1月以降であると考えております。以上です。

4番（森正彦君）

これはもう衆議院選後ということになるようでございます。予算のことについては、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、第5次総合計画の策定について、お伺いします。

第5次総合計画、現在の進捗状況と今後の計画をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず進捗状況につきましてですが、5月から8月までの進捗状況につきましては、前回の9月議会で御説明申し上げさせていただいておりますので、それ以降の作業を中心に御説明をさせていただきます。

まず8月に、委託業者でありますイシュープラスデザインによるコアメンバーへのヒアリングを実施しております。これは、今後、計画策定にかかわる上で、職員のこれまでや、現在の仕事の内容、町に対する思いを知り、今後の作業に生かすためのものでございます。

そして、9月中旬には、7月に実施しました町民アンケートの結果とコアメンバーによる過去の10年間の振り返る作業による課題抽出を受けまして、2日間かけ10年後の未来を描くワークショップを実施しております。

ワークショップでは、まず、今後何らかの対策を講じないと、各分野で起こり得る好ましくない未来をあえて想定をした上で、それぞれの課題について解決策を考える作業を実施しております。また、希望的な未来を描くために課題解決のアクションを全国の先駆的な事例を参考にいたしまして、考える作業を実施しております。この2日間のワークショップを通しまして、現状を知り、課題を発見し、情報を整理した上で、その解決策を考えるというソーシャルデザインの一連の流れを理解できたものと考えております。

また、11月中旬から12月上旬にかけて、地域の人々へのインタビューを実施しております。内容としまして、地域活動に頑張っている人やものづくりなど、新しいことにチャレンジをしている人などを対象に、約40名の方々にそのやりがいや楽しさ、また課題についてお聞きするとともに、10年後の佐川町に期待することなどもあわせてお伺いをさせていただいております。

以上が、現在までの進捗状況でございます。それと、今後の予定につきましては、住民の皆様と一緒に、計画を策定する作業に入っていく予定です。

町長のほうから行政報告でも申し上げさせていただきましたが、そのキックオフとしまして、来年2月11日に、桜座でしあわせ会議を実施します。このイベントは、慶応大学大学院教授の前野隆司先生の幸福に関する講演と、幸せについてみんなで考える楽しいワ

ークショップを計画しております。

また、住民参加によるワークショップにつきましては、5月ごろから分野別、地域別等で約15回開催させていただき、意見やアイデアを計画に反映していくこととなります。現在の予定では、来年12月ごろに、大筋の計画は固まるのではないかと考えております。以上、よろしくお願いします。

4 番（森正彦君）

順調に進んでいるようでございます。前回のですね、第4次の計画についてはですね、従前のコンサルタント会社に頼むという方式ではなくって、町の担当部署、総務課が主体となって策定いたしました。私も、委員長としてかかわらせていただいたわけですが、この計画は、それまでの右肩上がりの計画とは違ってですね、低成長の時代に合った足もとを見つめて、そして協働を柱としたまちづくり、ほどよいまちづくりというものでありました。

振り返ってみますと、華やかさはなかったもののですね、時代に合った計画だったのではないかなと思うわけでございます。しかし、協働の理念や行動は、拡大したということについては、大分、浸透した、拡大したと思いますが、しかし、制作現場での理解と実践は、余り芳しくなかったのではないかなと思っておるわけでございます。特に、住民の協働、行政を補完する協働の動きは、先ほどもありましたように、確実に広がったと思っておりますけれども、役場と住民の真の協働の広がり、余り見られなかったんじゃないかなというふうに捉えております。

しかし、今になって大分進んできたかなという思いもあるわけでございます。どうかなと。それでですね、そして今回、第5次の計画を策定するに当たりまして、24人のコア職員を計画策定に組み入れられるということでございます。それでですね、「あ、これはいいな」と。私は、これだと思いました。計画をつくる、そして実行する、みずからつくり、みずから実施する。計画が自分のこととして胸にあるということです。前回、私たちの計画には、その部分がありませんでした。それがなかったんだなということで、今回は、それはいいなと思いました。

それでも第4次の計画はですね、町民とともに、みずから、コンサルに頼んだわけではなくして、町民とともにみずからつくった計画でありまして、それまでの計画よりはずいぶんよかったかなとは思

いますが、今回はそれぞれの部門の職員が計画にかかわる。よい手法と感心しておるわけでございます。

そしてまた、博報堂という著名なコンサルタントに依頼する。やはり、広く、多くの情報や見識、手法を持つ専門家でありますので、私は、大きな期待を持っておるわけでございます。

現在、博報堂の担当者がですね、40人程度の町民を対象として、先ほどありました地域活動をされておる方、新しいものづくりに取り組んでおられる方、そういった人を対象として、聞き取り調査を実施しているようであります。

これはですね、現地を知るということが非常に重要、基本でありまして、博報堂の笥氏の著書によればですね、笥氏の著書の中では、課題を森に例え、森を知るということで、そして森を知るためには、森の中を歩かなければならない。先人の知恵を学ばなければなりません。森の全容を理解する。そういうことで課題を知る。そういう課題解決が最初のステージのようであります。

博報堂の笥氏は、ソーシャルデザインの専門家で数々の社会的課題や地域の課題解決に当たった方、また当たっている方と聞いています。そして、ソーシャルデザインとは、前に町長にも説明していただきましたけれども、人間の持つ創造の力で社会が抱える複雑な課題の解決に挑む活動と定義されておいでます。

笥氏は、佐川町の課題を大きくはどのように捉えているのかな、というところが気になります。町長、これもまた答えにくいかもしれませんが、町長自身がですね笥氏との話の中で課題をどのように感じているか、お答えできるのであれば、お答えしていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。地方、このまちづくり、地方自治においての課題というのは、基本的に中山間地であれば、余り課題が大きく変わることはありません。やはり笥氏とも話をしている中で、仕事のこと、働く場所がなかなかない、人がどんどん減っていく人口減少の問題、高齢化率の増加の問題、地方都市に特有な課題が、やはり共通してありますよね、と。

その中で、やはり佐川町のよさ、牧野博士由来のこの文教のまちといえますか、植物に関する熱い思いを持った方々の取り組みですとか、司牡丹があるこの酒のまち佐川、その強みをどういうふうに

生かしていくのか、強みも一つの課題として捉えて、これをどのようにまちづくりに展開していくかということ。共通してある課題と佐川町特有の課題とといいますか、強み、それを生かして総合計画、佐川の未来づくりをしていくといいですね、という話を普段はさせていただいております。以上です。

4 番（森正彦君）

中山間地域における全国共通の課題、まさに働く場所の問題、人口減少の問題、高齢化率の高さ、そういったもの、問題で、一つの大きな課題であると。そしてその中で、佐川町のよさをどうするかというところが大筋のようでございます。

先ほど言わせていただいたわけでございますけれども、コア職員の役割についてですね、先に、コア職員の役割ですが、その計画を自分のものとして実践するにはですね、どうか、この佐川らしさを出すには何が重要かっていうと、やっぱりコア職員が佐川らしさをどう把握するかということが非常に大事ではないかと思えます。

そのコア職員が 24 名おいでますので、その力を発揮していただいたら非常にいいなと。この計画を策定するに当たりですね、自身の経験や知識、さらには計画策定するに当たりですね、自身の研鑽や調査活動で、基本的な佐川町の課題を知る大きな手足となれるわけではないかと思えます。

そういったことで、職員がそういった計画に携わる、広く研鑽を積む情報を集めるということに関しては、非常にいいことじゃないかと思えます。

そのコア職員の役割、ちょっともう 1 回確認させていただきたいのですが、その役割についてどんなに考えているか、お聞きしたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。コアメンバーにつきましては、総合計画を策定する過程の中で、一人一人の能力向上、成長につなげていきたいという思いが、まずありました。やはり関心を持って、このまちづくりに主体的にかかわっていく。自分たちの考え、意見も出しながらつくっていく、そのことに当事者としてかかわっていただくということが大事だなと思ってコアメンバーを、一人一人の自主性、あと推薦も含めてですね、メンバーを決めて進めていきまし

た。

役割につきましては、当然、総合計画を策定をしていく中で、最終的な計画づくりにかかわっていく。その中で、今年度行いました未来新聞づくり、その中で一人一人の経験や一人一人が集めた情報の中から、こういう取り組みをしたら佐川町の未来がすばらしい未来になるんじゃないか、そういう新聞をつくっていただきました。具体的にこんなことをやったらどうでしょうと。その結果、こういう町になります、なりました。そういう新聞ですけども、その一つ一つのアイデアの中にも、きらっと光る、これは具体的に実行に移したいなど。わくわくさせていただけるそういうプランもありました。そういうプランを、来年度以降は、住民の皆さんと一緒に開催していくワークショップの中で出てくるプランと合わせて佐川町の総合計画の中に入れ込んでいきたい、そのように考えてます。

コアメンバーの役割というのは、佐川町のすばらしい未来、わくわくと心が躍る未来を一緒につくっていく、そのために主体的に行政職員としてかかわってもらう。このことが役割になります。以上です。

4 番（森正彦君）

未来新聞というのをつくったようでございますが、何かこう楽しそうな感じをすごい受けるわけでございます。みずから考え解決する、それから、これから未来を担っていく職員の皆さんは、大変役割が大きくなっているんじゃないかと思います。森を知る、現場を歩くに加え、森を見るための目を養うということも非常に大事で、それは多面的に見るということも大事じゃないかと思います。

情報をとる、勉強をする、本を読む。例えば、本。職員の皆さんはいろんな、24 人がそれぞれの自分の意思で情報をとる、本なんか読んだら大変勉強になるわけでございますが、例えば、里山資本主義の考え方なんかも一つの参考として読んでみたら、非常にいいのではないかというふうに思うわけでございます。示唆がある、それに傾注してしまうと、いくかいかんかわかんけど、一つの見方、ものの見方としてはいいんじゃないかなと。

コア職員の皆さんは、日常の業務をこなしながら役割は大変でしょうけれどもですね、博報堂の職員が 40 人程度の方に聞き取り調査をしておりますが、さらにですね、多くの町民の意見を聞く、コア職員の皆さんがさらに多くの町民の意見を聞くと。森を知るとい

うことで土台を大きくするっていうのは、非常にいいことだと思います。

ですから、地区の会合やイベント、日常生活の中でですね、町民の中へ入り、意見や意思を感じていただくこともよいのではないかなと思うわけでございます。

コアメンバーに大変重い荷を負わすようで恐縮ではございますけれども、私はですね、楽しみながらできる方法でやってもらったらいいのではないかと思います。ほんとに、楽しみながら町をつくっていく。希望を持って携わる。そういうことでやっていけば、本人も楽しいんじゃないかな。これからの佐川をつくっていくといういい役割を持たしてもらっておるわけでございますので、頑張りたいです。

さらに頑張りたいもう一つですね、各職場への広がり、このことについてですね、メンバーの役割についてはどうでしょうか。計画の考え方、進捗状況の伝達やほかの皆さんの意見の収集、あるいは計画を策定することの共有感でございますが、これはなかなか簡単なことではないかとは思ひまして、余りたくさん期待してもいけないかもしれませんが、このことについてはどういうことでございましょう。チーム佐川推進課課長、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。まず、作業の進捗があるごとにですね、毎月2回開催させていただいている庁議のほうでも報告をさせていただいております。進捗状況ですね。それによりまして町の幹部の方々や、そのほかの職員の方々につきましても、その内容は一応共有させていただいているということを理解しているところでございます。

今後ですね、またほかの職員の方々につきましても、作業を進めていく中でですね、各分野の詳しい知識などが必要になってきますので、コアメンバー以外の職員や各担当者につきましても、作業に加わってもらうようになっていこうかと考えておりますので、十分、職員のほうはかかわりを持っていただいているんじゃないかと考えております。以上です。

副町長（村田豊昭君）

議長、ちょっと休憩お願いしたいのですが。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 27 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 番（森正彦君）

多くの職員さんにかかわっていただくことで、よりよいものができるということになると思いますし、博報堂さんもまたそれはいい、ありがたいことになるかと思います。広がりをもっていただいたらいいかと思います。

それでは、この質問の最後にですね、議会とのかかわりをどのようにするつもりなのかお伺いしたいと思いますが、現在の条例では、総合計画は、議会の議決を経なくてもいいことになっておりますが、佐川町の将来を大きく計画、大変重要なことでございますので、私はできるまでに何回か議会への説明と話し合いがあったらいいのではないかと考えています。

これはまだ議会のほうでは話し合いで決まったことではございませんけれどもですね、話し合い、その議決云々ではなくして、議会との話し合い、説明会、そういったものをどうするつもりか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先般の定例会でも、議員の皆様には、途中の経過を、総合計画の途中経過について報告させていただきますということでお話をさせていただいておりますが、来年の 2 月に一度、議員の皆様に対して、本年度の取り組みについて、未来新聞等ですね、こういう取り組みをしてきましたということを、具体的な資料も提示しつつ、説明を丁寧にさせていただきたいというふうに考えております。

また来年度につきましては、12 月に案がまとまる予定になっております。12 月近辺、その時期をにらんで予定をして、また議員の皆様には計画案という形で御説明をさせていただきたいと、そのように考えております。

また、佐川町の総合計画審議会条例があります。その現在の条例におきまして、審議会の委員の中で、町会議員の皆様方8名が委員ということで規定をされておりますが、この条例につきましては、全体の委員のメンバーの数も含めて、来年3月の定例会において条例の改正も含めて取り組んでいきたいと思っております。このことに関しましては、議会の皆様、議員の皆様にいろいろと御相談をさせていただきながら、どのような形の審議会のあり方がいいのか、いうことを決めていきたいと、このように考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

よくわかりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。博報堂さんはですね、ほんとに名立たる立派なコンサルタントでございます。その博報堂さんにつくっていただく以上はですね、よく、やっぱり情報を伝えると、佐川の情報を伝えるということが非常に大事ではないかと。その情報の中から博報堂さんもしろいろ指導がしやすくなってくるんじゃないかと思ひますので、いかに伝えるかということ、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、自伐林業の施策についてお伺ひします。現在、佐川町は産業振興や移住促進の政策としてですね、森林資源を活用する自伐型林業を推進しています。その自伐型林業の推進の進捗状況と今後の計画について、お伺ひします。

産業建設課長（渡辺公平君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。自伐型林業でございますが、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊、5月に3名、10月に1名、11月に1名採用し、現在5名を雇い入れておるところでございます。林業に関する各種研修会、あるいはNPO法人土佐の森・救援隊の活動への参加、さらには町有林の研修活動に今、取り組んでおります。

自伐型林業とは、御案内のとおり3人から5人が1チームとなり、コストがかかる高性能機械とかいうものは導入いたしません、シンプルな機械でこつこつ作業する小規模な林業経営でございます。こういったことで、地域おこし協力隊、彼らが中心的な役割を担い、町内各地域に来て自伐型林型チームを結成し、住民に波及できるよう、仕組みづくり等に取り組んでおるところであります。

また、これに合わせまして、当町ではNPO法人土佐の森・救援

隊関係者の御指導いただきまして、ことし7月から住民を対象にしますチェーンソー研修、伐倒搬出研修、さらには作業道敷設研修、この3つをワンクールといたします自伐型林業研修を実施してきました。7月の第1クールでは、47名の参加がございました。9月の第2クールには25名、現在実施しております第3クールでは17名と、合計89名の方々に参加していただいております。また、ちょうど日程があわなく参加できない方も多々ありまして、次の、来年度の機会にはぜひ参加したいというような方も多々おいでになります。

こういうことから、住民研修も非常に関心の高いものであり、また当初から参加しております地域おこし協力隊、自伐型に特化した地域おこし協力隊は、既に、みずからが林業作業をできるようになりまして、こういった住民研修に十分支援できるような立場にも、もう既になってございます。

それと、今後におきましては、現在、自伐型林業を推進していくための母体としまして、佐川町自伐型林業推進準備会というものを本年度立ち上げて、県あるいは土佐の森・救援隊等々と一緒に協議をしてまいりましたが、これを母体にしまして（仮称）佐川町自伐型林業推進協議会というものを設立いたしまして、自伐型林業の普及定着、木材出荷者の増大、C材のバイオマス燃料としての買い取り、販路拡大、さらには地域通貨システム、こういったものを導入し、地域経済振興に図ってまいりたいよう、今後取り組みを一層活発化していきたいというふうに思っております。

4 番（森正彦君）

着々と進んでおるようでございます。林業についてですね、昭和の時代までは、建築・土木・梱包、または燃料としてさまざまな木材の利用が図られ、林業は活気のある産業であったわけでございます。その後、建築様式の変化や外材の輸入、化石燃料への転換で活気を失い、もうけることのできない斜陽産業になってしまったというふうな捉え方が大勢となっていました。

しかし今、町長は自伐型林業へ大きな力点を置いて取り組みを始めております。どうなんだろう。斜陽産業の林業に力を入れてよいものだろうかと思い、少し勉強をしてみました。最初は、土佐の森・救援隊の中嶋代表の講演をお聞きし、これは理論としては十分採算性があり可能性あるなと思いました。しかし、実際にできるのかな

と思い、先進事例を調べてみました。するとですね、結構、成功事例が多く、何とですね、ヨーロッパの先進工業国では成長産業にまでなっているということでございました。現在ですね。

日本と同じ面積を持つドイツではですね、森林従事者が 100 万人、他の電気・電子産業は 80 万人、ベンツやフォルクスワーゲンで有名な自動車関連産業は 77 万人で、それらの産業の従事者数を上回っておるということが、調べてわかりました。

競争力のある輸出産業となっておるということのようです。それは、平たいところだからできるだろうというふうに私も思うたわけですが、また調べてみますとですね、急峻な地形が多いオーストリアはアルプスの麓ですので急峻な地形が多いわけですが、そのオーストリア、ここでもですね 7,000 億を輸出する産業となっているということのようです。ほんとに驚いたわけでございます。こりゃ、調べてみにゃいかんもんやなあと。

また、日本ででもですね、岡山県の真庭市、これは高知大豊製材の経営主体銘建工業の地元であるわけでございますが、銘建工業、これは合板材の大手ですが、木材をエネルギーとしたバイオマスエネルギー発電にも取り組んでおるという、それで雇用の場ともなっているようでございます。

また、森林組合。日本全国、森林組合があつて、森林のことに取り組んでおるわけでございますが、京都府の日吉町森林組合についてもですね、間伐材、間伐材で年間 1 億円の売り上げをするまでになつておると。少し調べただけでも林業の可能性を知ることができたわけです。その林業の手法はですね、全てを伐採する皆伐ではなくって、間引きをする間伐でありました。日本、その日吉町森林組合でも、あるいはヨーロッパでもですね。

その中で、一つ、よそにも皆伐、アメリカなんかも皆伐してますし、須崎の港に入っているあの松、あれはニュージーランド松、実際はラジアータパインという北米原産の松のようでございますが、これは成長が早くて、苗植えて 30 年で伐採することができる。で、また後植えて、繰り返していくと。私、1 回ニュージーランドへ行ったときには、1 メートルぐらいの植林の林がありましたが、それが今須崎港に入っているのかもしれない。

少し話がそれましたが、日本もヨーロッパも間伐で成功していると。非常にそれがいいんだということのようです。それはどんなに

するかというと、その日吉町の森林組合、どんなにするというか、それもやっぱり作業道、道路網というのは非常に大事だし、それなりの機械もあって、あんまり地面を荒らさずに、・・・木を傷つけずに間伐をやっていく、その方法ができるわけですが。日吉町、10年たつとまた間伐ができるよと。10年サイクルでいくと。

このように間伐で稼ぐというのはですね、森林、木の成長、成長の利子で稼ぐということで、後、植える必要がないわけですが。その費用が要らない、ということで非常に利点が多いと。そのように、間伐による林業振興はですね、佐川町にとっても重要な産業になり得るのではないかというふうに、思っておるわけですが。

林業振興はですね、地方創生の1つの柱となる政策になるのではないかと。尾崎知事も、早くから林業振興に力を入れておるわけですが。その1つが銘建工業の誘致であるわけですが。

またですね、84はちよんプロジェクトというのもあるわけですが。この84はちよんプロジェクトはですね、ごっくん馬路村やですね、あの「漁師が釣って漁師が焼いた」という明神水産のあのたたき、あるいは高知アイス、県外では、その地域おこしの模範となっております島根県の海士町の商品デザインを手がけておる梅原真氏の個人のプロジェクトであるわけですが、彼はその県土の84%が森林やと。これ、大きな資源だよということで、これに目をつけまして、84はちよんプロジェクトということでやっておりまして、イエローハットへ、キーホルダーみたいなものを売るといようなこともやっておるようですが、我が佐川町はですね、72%ですかね、森林面積が。で、84じゃなくして72ですね、その72の資源をどう生かすかということが佐川町の産業振興、雇用促進、あるいは人口減少対策にとって大きな課題というよりも、大きな可能性を秘めたものであると思っておるわけですが。

その大きな可能性を秘めた林業振興についてですが、新しい方法での取り組みとなります。これはじっくり腰を据えてですね、基本設計をして体制を整えて取り組むべきだと私は思うわけですが。小手先ではなくしてですね、じっくり腰を据えて取り組むべき。国のほうも、森林林業再生プラン、これは2011年に策定しておるわけですが、ヨーロッパの先進国の林業の発展に目をつけておったようです。それにならって策定したようですが、こ

れはどうかではなくってですね、佐川町でも自伐型林業をですね、大きく捉えて、多面的機能のある、切る自伐型林業だけじゃなくして、多面的機能のある森林のあるべき姿、そしてその中で持続可能な林業の確立、それをどうしていくかという姿勢で臨むべきじゃないかと。

森をどうする、その森が問題ですね。森、私も森ですが。森をどうするか、ヨーロッパではですね、森林管理官というものがございます。フォレスターとかいうらしいですが。詳しい任務はあんまりわからんですけども、森林管理の専門家。で、この全体の森、山をどうしていくか、切るだけの話ではないよ、と。そういう、その人を置いて、森をどうするかを考え、その中で自伐型林業も実施しているようでございます。

また少し人に、森林管理官、フォレスターというものに触れましたが、またその人の役割が違いますが、自伐型林業を適正に進めていくためにはですね、中心となる人、コーディネーターが必要になるかと思います。プランを立てていくと。指導をしていくこと。長くなりましたが、これから質問でございます。

自伐型林業の推進は、森林林業再生の視点で、基本的なプランを立てて実施すべきであると。また事業の成否の鍵は人と。管理する、調整する、実施する、それぞれに有能な人が必要となります。その人の育成が必要だと思います。

森林と林業の再生、自伐型林業の推進は重要で有望な産業であるについては、基本的な計画をしっかりと立て、腰を据えて取り組むべきだと思います。それを進めるプランを立てること、人の育成、このことについて、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。執行部の取り組み、自伐型林業の取り組みに対して、前向きな御発言もいただきまして、まことにありがとうございます。84 はちよんプロジェクトの話も、よく聞いておりまして、梅原真さん、この自伐型林業の取り組みに対しても関心を持っておられます。先日もお話をしましたが、また年明け、県の方とも含めて、ちょっと意見交換をしようということにもなっております。こういう取り組みが、県全体で林業に対する取り組みが広がっていけばいいなあというふうに考えております。

フォレスターに関しましては、日本、国のほうもこのヨーロッパの取り組み、フォレスターの制度について、やっぱり研究をしていかなければいけないということで、フォレスターを実際に日本に呼んで、例えば高知の一つの森林組合ですとか、あと県外の森林組合にもフォレスターを派遣をして、フォレスターの役割、日本の中でフォレスターをどういうふうに育てていけばいいかということについても検討をされてるという話も聞いております。

佐川町では、林業というものに関して、行政として、例えば産業として幅広く取り組みを余り続けていない自治体になります。この流域では、仁淀川の森林組合がありますが、佐川町として、行政として、何か系統立って、計画立って取り組んできたということがありません。

今年度から地域おこし協力隊員を入れて、いろいろな方、土佐の森・救援隊初め、県外の林業家の方にも指導をいただきながら、今、人づくりをしています。将来的には、地域おこし協力隊員の中から、佐川町の林業施策、森林計画を中心的に担ってくれるフォレスターのような方が育ってくればいいなあと。それが理想的だよねという話は町内ではしております。

なかなか時間がかかることだと思います。来年度には、県のほうが林業大学を開校する予定ではあります。県とも、よくよく相談をさせていただいて、林業に携わる人の人づくり計画、それを佐川町としても一緒になって考えていきたい。長い目で人づくりをしながら、林業としての産業はしっかり成り立つように取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますけども、山の仕事はもうからない、とよくそういう話を聞きますが、もうかる方法を考えれば、今の時代でもうかってる方はたくさんいます。できる、信じて取り組めば、必ず乗り越えられると、必ず成し遂げられると思っておりますので、佐川町でも林業にかかわっていただいている先輩方がたくさんいます。山の仕事は可能性あるぞ、と。やりがいがあるぞ、と。楽しいぞ、と若い人たちに山の仕事に入ってもらおう、と。それを合い言葉、それが口から出てくるような林業施策を、町としては継続していきたい、そのように考えております。ぜひ、御協力をいただきたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

フォレスター、これは私も協力隊の中から生まれてきたらいいかな、これ人材の育成については県も林業を推進するということであれば、当然必要でありますし、国もそういう施策を出すということであれば、やっぱり国、県と連携してですね、あるいはそういったことを佐川から発信をしてですね、人材の育成、そういうシステムですね、を構築していくべきではないかと思います。

森林管理、これは行政官の任務的になりますのでね。それからコーディネーターは現場の任務になると思います。この任務をこなす人材が、ほんとに救援隊の中から生まれてきてくれたらいいのではないかなと思います。

次に、販売でございますが、販売は、どのように考えているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

特に、この販売の中で、重要になってくるのが、今までは切り捨て、間伐なんかで山に残されておったC材であります。これにつきましては、須崎にあるセメント会社のほうでエネルギーとしてバイオマス発電をしております。ここのほうで買い取ってもらうように、今、最終調整をしております。

4 番（森正彦君）

A材、B材の販売先はどのようにされてますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

A材につきましては、通常どおり市場のほうへ持って行くように考えてございます。町内では、川内ケ谷のほうにもございますので、そういったところへA材は直接持って行ける。これについては、特に問題ではないかと思います。先ほど言いましたように、特に考えにゃいかんところがC材、C材のほうでいかに対価を勝ち取っていくか、これが販売の一番の課題になってこようと思います。これにつきましては、先ほど言いましたように、最終調整の段階に入っております。

4 番（森正彦君）

A材、B材は、問題なく販売されておるということでございますが、このA材、B材、木材というのは非常に、ああいう取り扱いにくいもの、重いもの、輸送コストが高くなってくるわけございまして、市場へ出しますとですね、市場への運賃、それから今度、買った方が市場から製材所まで運賃、非常にこれがかさんでくるわ

けでございまして、林家の取り分が減ってくるということになるわけ
けでございまして、そういった面ですね、やっぱりその流通システム
的な整備も必要になってくると。

システムを構築するのは、なかなか難しいことですが、その輸送という
のは非常に大きな要素、それでどうしたらいいか私はよくわかりません
が、土場の整備とかいうことも必要になってくるかなあ。いったん、仮置
き場、それがいいかどうかはまだ私ちょっと勉強ようしておりません。

もう一つ、C L T。これは今すぐではないですが、取り組み、これは高知
大豊製材が先進的な取り組みを始めておるわけでございます。現在の日本
では3階以上の木造建築は規制が多くて、建築できない状態であります。
先の参議院ですね、特別委員会で、先ほど町長も言われておりましたが、
石破地方創生担当相がですね、高野議員の質問にですね、地方創生、林業
再生のキーワードは、自伐型林業だと。そしてバイオマスだと。そして
C L Tだと思っていると述べておられます。

またC L Tについてはですね、2016年を目途に、建築基準の整備、その
実証、生産拠点の整備に目途をつけると言っておるわけでございます。
このような流れも組んでいってはどうかとも思いますし、また、そのエネ
ルギー源としてのですね、利用も考えるべきではないかと思っておるわけ
でございます。

エネルギーもいろいろやり方がありますので、このエネルギーのこと
については、今回もう時間がありませんので、質問はしませんが、これも
木材利用の中では、その大阪セメントだけでなくしてですね、自分たちで
利用する方法もあるし、ほかのエネルギーを産業に生かす方法もあるか
と思います。

そういった点ですね、このC L Tへの動き、そういったことに合
わせてですね、やはり動いて行くことも大事じゃないかと思いますが、
そのあたりをどのように捉え、エネルギーのことも若干触れていただい
ても結構です。私はその程度の質問しかできないわけでございますが、
よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。エネルギーの利用に関しては、当面町内
で、バイオマス発電所を建設してというところまでは考えておりません。

ただ、家庭で使ったり、農業でつかったり、まきの利用が、ひとつのバイオマスのエネルギー利用ということにもつながっていきますので、そういう形でのエネルギー利用は、考えてみたいなというふうに思っております。

あと、CLTにつきましては、今、国のほうで耐震、強度の算定等、今、材としてどのような基準をつくるかという取り組みをしてるところです。その制度が固まってから、基準法がしっかりとでき上がってから、町としては取り組みについて考えたいと思っております。

ただ、高知県がCLTの普及促進について前向きに取り組んでおりますので、佐川町でもCLTを活用した建物のあり方というものは、その時期を見て、挑戦したい、考えてみたいとは思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

どうもありがとうございました。以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで 15 分休憩します。

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋寿子でございます。議会初日に、町長の丁寧な行政報告をいただきましたが、通告いたしておりましたので 3 点ほど質問をさせていただきます。順序が少し異なりますが、よろしく願いいたします。

質問の前に、一言述べさせていただきたいのですが。待ちに待った佐川町の男女共同参画の町民向けのリーフレットが配付されました。このリーフレットは佐川町の職員と町民、それも男女がともに知恵を出し合ったもので、それがやっと形になりました。男女共

同画の第一歩として、取り組みが素晴らしいものになり、スタートとなりました。さあ、これからが計画倒れにならないよう男女ともに、お互い支え合い、感謝し合い、分かち合って、男女がともに生き生きと暮らせる町になることを信じて、これからの質問に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、地区懇談会について、お伺いいたします。

28年度佐川町の総合計画に向けて、6月26日より町長を囲んでワイワイガヤガヤみんなで楽しく話し合ひましょう、という合い言葉として21カ所を目標に地区懇談会が開催されています。あと2カ所となっていますが、町長初めチーム佐川の皆さん、大変御苦勞様でございます。懇談会で話し合われました意見やアイデアは21カ所全て終了された後、報告があると思われまますので、楽しみにいたしております。

私は、3会場に参加させていただきましたが、肩肘を張らない、お互い身構えない、和気あいあいの雰囲気づくりをされて、いい取り組みだと思いました。今までの流れの中で、少し気がかりな点がありますので、2点ほど質問をさせていただきます。

1つ。19会場での参加者は、延べ335人だと言っておりますが、佐川町の人口に対して、決して多い人数と思われませんが、男女別、年代層はどのような割合でしたでしょうか。

2つ。職員の参加人数が少なかったと思われまますが、どれくらい参加されているのでしょうか。また、職員の参加されない要因は何なのでしょう。お伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ことしの6月、今橋議員もおっしゃられましたが、開催さしていただいております地区懇談会ですが、全21回のうち19回が終了し、335名の方々に参加をしていただいております。残り2回、12月中に開催をする予定となっております。それと、男女別の参加の人数につきましてはですね、335名のうち、その集約名簿を取っておりませんので、状況の写真で判断することになろうかと思いますが、今ちょっとこの場ではお答えすることはできませんので、御了承願いたいと思います。

それとですね、職員の参加につきましては、職員の4割に当たります約50名が参加をしております。ちょっと50名につきましては

少なかったのではないかなあと思っておりますが、ほかの業務とかですね、いろいろな事情がありまして参加できなかったのではないかと考えております。

今後でもですね、参加を促して行ってですね、多くの職員の皆さんに参加をしていただきたいとは思っております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

今のお答えでは、職員の業務がお忙しいということをお答えいただきましたが、佐川の職員は人数が少ない意味で、ということでしょうか。普段の日常のお仕事が、やはりつかえてるという意味でしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。日常の業務も当然、皆さん忙しいのはわかっておりますが、個人的な事情等もありますので、どこかの地区の懇談会に参加をしていただくようには言ってきておりましたが、現実のところ、4 割の 50 名となっております。

参加につきましてはですね、確かに、地域に入って、役場の職員が積極的に参加をし、深くかかわっていくことは大変重要であると、ほんとに考えております。

先ほど申しましたが、引き続き、職員には意識改革をしていただいて奨励していき、多くの職員の参加を求めていきたいと考えております。

12 番（今橋寿子君）

堀見町長が就任され、4 月からチーム佐川推進課が設置された佐川町の目指す協働のまちづくりの骨格に取り組もうとしている中、まず役場の組織内で目的が共有されてないのではないかと見受けられます。まず、公僕である職員は、みずから生き生きと輝き、町民に情報発信をしていかなければならないという立場ではないかと考えています。

先だって、ある職員に、チクコンで町長が 30 分ほどかけて説明しているこの 10 項目のお話をいたしましても、余り理解されてないように思いました。残念に思いましたが、町としては、どのように感じ取られているのでしょうか。前の議員の答弁の中には、情報は週 2 回の庁議で発信しているということでしたが、それで十分、思いが伝わっていたと考えておりますでしょうか。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

多い、少ないはですね、何を持って多いというのか、少ないというのか、なかなか難しいところではありますが、私の主観でお話をさせていただきますと、4割50名の職員が地区懇談会に参加してくれたことに関しては、多い、頑張ってくれているんじゃないかなあと、そのように、私自身は考えております。

全ての職員が参加してくれるようになれば、こんなすばらしいことはありませんが、少しずつ主体性を持って、町の取り組み、町の取り組みに参加してもらえよう、地域に出て行ってもらえよう、役場の職員になってもらえよう、今後も取り組みを続けていきたいと考えております。

庁議で地区懇談会のことについての取り組みについては、報告をしております。庁議で話をしたことを、それぞれの課長が課に戻って、課の職員にしっかりと、課の会議で伝えるようにということは、繰り返し伝えております。

それが全て、微に入り細に入り、各課で情報の伝達が、庁議での取り組みが伝わっているかというところまでは確認はしてありませんが、課の中で、そういう情報の伝達、報告がなされているものというふうに考えております。

また、役場の中で、インターネットを介して、庁内ランを介して情報の共有もしております。でき得れば、全ての職員が主体的に、能動的に情報を取ることに、そういう行動に、移ってもらいたい。そのように考えておりますが、やはり、100名以上職員がいるとですね、その主体的な取り組みに関して、温度差があるということは、これは否めません。

ですが、この佐川のまちづくりを担っていく役場の職員が、少しでも前向きに、一歩踏み出す勇気を持ってまちづくりに参加をしてもらえるように丁寧に継続して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

今、町長の答弁では、やはり継続は力なりと申しますので、その思いを十分に隅々まで徹底して、まず公僕とした職員がリーダーシップを取っていけるだけの発信をしていただけるようお願いします。

まず、人が一番の財産である。佐川町の人が生き生きと輝く町を

つくる幸せな町。幸せが感じられる町をみんなでつくるという町長のスタートの思いを、十分に末端まで浸透できる日を願っておりますので、この件に対してはよろしく願いいたします。

次に、牧野公園リニューアル事業について、お伺いいたします。

牧野公園リニューアル整備については、議会の初日、町長の行政報告では、本年度中に、園内の道路整備や案内板の設置も計画されているとのことで、リニューアル事業が、十年計画が着実に進まれていると思われます。週2回行われているシルバー人材センターの方々、通称田村チームの皆さんが、草刈り等の整備とともに牧野先生に関連する植栽等の種まきや植えつけをされているので、私もび人連の仲間とボランティアで時折参加しております。

その中で、2点ほど気がかりな点がございますので、質問させていただきます。

1つは、田村チームの皆さんは、心から植物を愛し、宇宙桜を育て、植物に対する見識も豊かで、研究熱心で、多くの皆さんに喜んでいただきたい、次の世代の子供たちに佐川の宝としてつなげてあげたい、という心豊かな動きをされています。この事業は、地道な事業です。限られた予算内では、今後の管理を心配されています。ボランティアの方々での応援も、住民の参加も少なく、小さな山野草等は、十分定着されない今の時期に、細かい作業がありますが、手を抜くと後戻りをいたします。

担当の職員もいろんな分野で力を発揮してくださっていますが、この11月29日、山野草の種まき講習の呼びかけが催されました。私は参加できなかったのですが、大変大盛況だったとお聞きしていますが、町として、その成果をどのように捉えられていますか。今後、どのように発展させていくか計画があるでしょうか、お尋ねいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。先ほど、議員もおっしゃられておりましたが、ボランティアにかかわっていただいております佐川び人連や、その他チーム田村の方々にも御協力をいただきまして、整備計画の肝といえる住民参加型の公園整備を体験するもので、大変ありがたく思っております。

そして、イベントとして先ほども議員さんからおっしゃられましたが、こけ玉教室、種まき講習、ウォーキングイベントなども開催

しております。

今後それをどのように活用していくかにつきましてはですね、継続して参加の方々も広報紙で呼びかけることはもちろんであります。関係機関と調整の上、先ほど述べました植物関係のイベントや学校行事を通して参加のきっかけができるような仕掛けづくりを考えていくなど、植物に触れる、あるいは育てる機会を増やすことで、参加の増加を図っていきたいと考えております。

12 番（今橋寿子君）

ことしのもう予算化で、シルバーセンターのほうからの作業が、ちょっと困難ではないかというように考えておりますが、予算的には、応援はできる予定はありますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。それにつきましても、当然作業量も増えてくることが予想されておりますが、予算面につきましては、検討させていただいて、必要となれば、考えていきたいと思っております。

12 番（今橋寿子君）

その件につきましては、今、担当の職員も頑張っておりますが、その助っ人になっているのが、主に田村チームの、ほんとに心ある動きだと思しますので、その方たちがもっともっとやる気になるように、最後まで支援をしていただくように、町の執行部のほうが、いろいろ配慮をお願いします。

2つ目ですが、牧野公園は、五台山の植物園と違って、入場料をいただきながら管理をするのではなく、まず、町民の憩いの場としての公園であり、桜のシーズンだけではなく、四季折々の草花を楽しみながらウォーキングをされ、時々イベントなどを行いながら、人々との交流の場として、牧野先生の生誕の聖地として、子供たちに自然の営みを感じながら自然と共生できる、人としての優しさを学び感じ取っていける空間ではないかと思われしますので、子供たちにどのような形でかかわってもらえるのか、何か具体的な取り組みがあれば、お答えください。教育長、お願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、牧野公園の植栽等にかかわっておりますのは、佐川中学校のボランティア団体でありますしあわせクラブが、いろんな場面でお手伝いをさせていただいてるというふうに聞いております。

これを、学校全体へ広めるということになろうかと思いますが、先ほど、片岡課長も答弁がありましたように、学校行事等で、いったいどんなにかかわりができるのか、そういったことも今後検討していかなければなりませんので、また、チーム佐川推進課と学校との協議の場なんかを設けまして、学校としてどんな関わりが今後持っていけるのか、やはり子供たちにとって、そういった牧野先生を知ることにもつながりますし、また地域に関心を持つという事にもなろうかと思しますので、そういった面でのかかわり方を今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

ぜひ、すばらしい、これは事業ですし、また、今ちょうど、先だって、この山野草の種まき講習会というチラシが全町へ回ったと思いますが、この内容も「牧野ゆかりの植物や佐川町に自生する植物など、いろんな種子を種まきをします。お家で育った苗のいくつかを、ゆくゆく牧野公園にみんなでつくり上げる牧野公園のスタートです」というものが書かれて、呼びかけてありました。それは 30 名の呼びかけの中に、参加された方が 41 名っていう、お聞きしておりますが、また、その種を皆さんが参加されて種をまいた後の鉢を取って行ってくださった方、そしてこの趣旨に賛同してくださった人が 41 人だと聞いております。

それで、せっかくこの思いが大きく広がろうとしているときに、この勢いを止めてはもったいないと思いますので、先ほど、課長の御答弁の中にもありましたように、これを、イベントを継続していったって、次から次に仕掛けていくことによって、いろんな広がりがあると思いますので、それをどうか続けてやっていただけるように要望いたしますが、よろしくお願いします。

次に、勝森山の土砂崩れについてお伺いいたします。

勝森山の土砂崩れについては、住民はもちろんですが、町、県、国の施策とも多岐にかかわっている問題でありますので、現地調査を初め、再発防止のための取り組みをされていると思われませんが、この土砂崩れを改めて見てみますと、斗賀野盆地そのものの地形にもかかわってまいりました。私は、この道の専門的な知識もありませんが、今の時代、人間中心の営みのため、地球温暖化も含めて、天災と人災は紙一重だと思っています。

このたびの災害の教訓は、ただただ、想定外の雨という言葉で片

づけないで、再発防止の対策をしっかりと次の世代へ継承していかなければならないと考えています。

先だって、議員委員会で町長より、土砂崩れの原因を説明をいただきましたが、私にはよく理解されてなかったのですが、町として町民に説明をしていただけることをお願いいたしました。その機会をつくってくださることですが、そのお気持ちにお変わりありませんでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その気持ちに変わりはございません。以上です。

12 番（今橋寿子君）

それはどんな方法でお伝えしていただけますでしょうか。

町長（堀見和道君）

全員協議会の場合でもお話をさせていただきましたが、御要望がございましたら、地元の皆さんへの説明会を、須崎鉦発さんのほうにもお願いをして開催をさせていただきます、ということでお話をさせていただいたと思いますので、今橋議員のほうで、例えば、何月何日この地区でやりたいので、段取りしてほしいというふうにおっしゃっていただければ、その説明会の段取りをさせていただきたいと、そのように考えます。以上です。

12 番（今橋寿子君）

本来なら、議員としてそれだけの全体的な知識がないといけないと思いますが、まだ不得手な部分もありますので、よろしくお願いします。

そしてこれは、あくまでも原因追及の中で、お互いの足らなかったことも追及するのではなく、今後のことに対して、どのようにそれぞれの立場の人が、どういうふうに取り組んでいくかということが、まず再発防止の一番の根源になるかとは思いますが、それも含めて地域の人、関係当局の人が皆、知恵を出し合っていかなければならないと思いますので、今後もよろしくお願いします。以上です。

簡単ではございますが、私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、9日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時38分